

第457回（定例）福崎町議会会議録

平成26年9月5日（金）  
午前9時30分開会

1. 平成26年9月5日、第457回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	宮内 富夫	8番	前川 裕量
2番	木村 いづみ	9番	松岡 秀人
3番	牛尾 雅一	10番	難波 靖通
4番	城谷 英之	11番	小林 博
5番	富田 昭市	12番	高井 國年
6番	北山 孝彦	13番	釜坂 道弘
7番	石野 光市	14番	志水 正幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町長	嶋田 正義	副町長	橋本省三
教育長	高寄 十郎	技監	松尾成史
会計管理者	萩原 昌美	総務課長	尾崎吉晴
企画財政課長	福永 聡	税務課長	中塚保彦
地域振興課長	近藤 博之	住民生活課長	松岡英二
健康福祉課長	高松 伸一	農林振興課長	井上茂樹
まちづくり課長	豊國 明仁	上下水道課長	長澤茂弘
社会教育課長	山下 健介	学校教育課長	山本 欽也

代表監査委員 高寄 辰則

1. 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

第4 報告第16号 第25期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について

第5 報告第17号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第6 報告第18号 議会の委任による専決処分の報告について（西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その2））

第7 議案第46号 人権擁護委員の推薦について

第8 議案第47号 教育委員会委員の任命について

第9 議案第48号 平成25年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について

第10 議案第49号 平成25年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 1 1 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 5 議案第 5 4 号 平成 2 5 年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 6 議案第 5 5 号 平成 2 5 年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 7 議案第 5 6 号 平成 2 5 年度福崎町水道事業剰余金処分について
- 第 1 8 議案第 5 7 号 平成 2 5 年度福崎町工業用水道事業剰余金処分について
- 第 1 9 議案第 5 8 号 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 2 0 議案第 5 9 号 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 2 1 議案第 6 0 号 福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 2 2 議案第 6 1 号 福崎町保育の必要性の認定に関する条例の制定について
- 第 2 3 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 4 議案第 6 3 号 損害賠償請求事件に係る和解について
- 第 2 5 議案第 6 4 号 福崎町道路線の廃止及び認定について
- 第 2 6 議案第 6 5 号 工事請負契約について（川端雨水幹線工事（第 2 工区））
- 第 2 7 請願第 2 号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1 6 号 第 2 5 期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について
- 第 5 報告第 1 7 号 平成 2 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 報告第 1 8 号 議会の委任による専決処分の報告について（西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その 2））
- 第 7 議案第 4 6 号 人権擁護委員の推薦について
- 第 8 議案第 4 7 号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 0 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 1 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- |       |           |   |
|-------|-----------|---|
| 第 1 4 | 議案第 5 3 号 | 平成 2 5 年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について           |
| 第 1 5 | 議案第 5 4 号 | 平成 2 5 年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について                |
| 第 1 6 | 議案第 5 5 号 | 平成 2 5 年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について             |
| 第 1 7 | 議案第 5 6 号 | 平成 2 5 年度福崎町水道事業剰余金処分について                     |
| 第 1 8 | 議案第 5 7 号 | 平成 2 5 年度福崎町工業用水道事業剰余金処分について                  |
| 第 1 9 | 議案第 5 8 号 | 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第 2 0 | 議案第 5 9 号 | 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について         |
| 第 2 1 | 議案第 6 0 号 | 福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について      |
| 第 2 2 | 議案第 6 1 号 | 福崎町保育の必要性の認定に関する条例の制定について                     |
| 第 2 3 | 議案第 6 2 号 | 平成 2 6 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について               |
| 第 2 4 | 議案第 6 3 号 | 損害賠償請求事件に係る和解について                             |
| 第 2 5 | 議案第 6 4 号 | 福崎町道路線の廃止及び認定について                             |
| 第 2 6 | 議案第 6 5 号 | 工事請負契約について（川端雨水幹線工事（第 2 工区））                  |
| 第 2 7 | 請願第 2 号   | 手話言語法制定を求める意見書の提出について                         |

## 1. 開会

議

長 皆さん、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、早朝よりご参集をいただき、まことにありがとうございます。

第 4 5 7 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

8 月の記録的豪雨により、丹波市や広島市などで、土石流、土砂崩れ等により、甚大なる被害が発生いたしました。今もなお、懸命な救助活動と復旧作業に全力を挙げて取り組まれております。

この災害により、多くの方がお亡くなりになりました。心からご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方々に対しましても、心よりお見舞いを申し上げます。

また、本日未明に福崎町にもかなりの雨が降りましたが、京都府の綾部市、丹波市、福知山市にも猛烈な雨が降り、避難勧告が発令されております。

その地域に今、全国から、この被災地へボランティアの方々が、被災家屋の泥出し、あるいは家具等の搬出作業などの応援に多くの方が参加をされております。

本町も、丹波市への給水車の派遣や、社会福祉協議会がボランティアの方々を募り、多くの町民の方が参加されており、本日も朝早くから町民の方が、丹波市の復旧活動に参加のために出発されております。

ボランティアの方々による復旧活動を行っていただく皆様方に、深甚なる敬意を表するものであります。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 1 6 号から報告第 1 8 号までの 3 件、議案第 4 6 号から議案第 6 5 号までの 2 0 件、請願第 2 号の計 2 4 件であります。

いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は、14名でございます。定足数に達しております。

よって、第457回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第457回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名をいたします。

1番、宮内富夫議員

10番、難波靖通議員

以上の両議員をお願いいたします。

#### 日程第2 会期の決定

議長 日程第2は、会期の決定であります。  
会期の決定の件を議題といたします。  
去る8月28日、議会運営委員会を開催して検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から9月29日までの25日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から9月29日までの25日間といたします。

#### 日程第3 諸報告

議長 日程第3は、諸報告であります。  
6月25日の第456回定例会閉会后、本日までの議会活動報告については、事務局に報告をさせます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

7月8日、(仮称)高岡幼稚園工事現場において、高岡幼稚園起工式が行われ、議長、副議長、総務文教常任委員長が出席いたしました。

同じく、7月8日、(仮称)福崎町多目的公園工事現場において、福崎町多目的公園起工式が行われ、議長、副議長、総務文教常任委員長が出席いたしました。

7月9日、神河町中央公民館において、社会を明るくする運動神崎郡住民大会が開催され、議長が出席いたしました。

7月10日及び11日、砂防会館において、全国議会広報研修会が開催され、議会広報常任委員会委員が参加いたしました。

7月12日、福崎小学校において、福崎町子ども会球技大会が開かれ、副議長

が出席いたしました。

7月17日及び18日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会主催の議長研究会が行われ、議長が出席いたしました。

8月2日、エルデホールにおいて、第35回山桃忌が開催され、議長及び議員多数が出席いたしました。

8月3日、兵庫県広域防災センターにおいて、兵庫県消防操法大会が開催され、議長が出席いたしました。

8月6日、姫路市市民会館において西播磨市町長会創立30周年記念講演会が開催され、議長他議員多数が出席いたしました。

8月18日、第1委員会室において、第1回議会報告会実行委員会を開催し、11月に開催予定の議会報告会について検討を重ねました。

8月22日、和田山ジュピターホールにおいて、播磨中部高原森林基幹道推進協議会定期総会が開催され、副議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。

8月23日、岩手県遠野市において、遠野市・福崎町友好都市共同宣言調印式が行われ、町長とともに議長が出席し、友好都市の調印の署名をいたしました。

その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長宛に提出されており、その写しを配付しております。

続いて、理事者側からの申し出により、行政報告を行います。

副町長 それでは、各課からの行政報告をさせていただきます。

平成26年度職員採用試験の申込状況ですが、一般行政職は64人、障害のある一般行政職は8人、管理栄養士は12人、土木職は3人、建築職は2人の申し込みがありました。

1次試験は今年21日の日曜日に、神戸医療福祉大学で実施します。

次に、選挙管理事務についてですが、選挙人名簿の定時登録者数は9月1日の基準日現在、男子7,417人、女子8,098人、計1万5,515人となり、前回の6月期準備日より36人の増となっています。

続いて、企画財政課ですが、役場庁舎耐震非常用電源設置工事や多目的グラウンド整備事業など、大型の補正予算を計上していますが、予算執行に当たっては、迅速かつ慎重に対応を進めます。

第5次総合計画の策定につきましては、総合計画審議会において、基本構想、基本計画の素案を審議していただいております、素案が固まりましたらパブリックコメントを実施していきます。

続いて、税務課であります。平成26年度固定資産評価台帳の縦覧を4月1日から6月30日で行い、縦覧閲覧件数は、法人18件、個人70件、計88件ありました。

なお、評価額に対する異議申し出はございませんでした。

また、滞納整理対策委員会では、債権管理条例に基づき、税、使用料等の債権管理台帳を作成し、情報の共有化を図るとともに、26年度徴収計画に基づき、関係課と連携しながら徴収に取り組んでまいります。

地域振興課ですが、第41回福崎夏まつりは台風11号による悪天候のため中止し、8月11日に花火の打ち上げのみ実施しました。福崎東中学校では、例年

と違って静かな雰囲気の中で花火をゆっくりと鑑賞でき、多くの皆さんに夏の夜の癒しのひとときを楽しんでいただきました。町内の事業所を始め、協賛金をいただきました多くの方々には、この場をおかりして感謝を申し上げます。

株式会社もちむぎ食品センターは、7月から新しい常勤取締役として専務を配置し、株式会社もちむぎ食品センター経営検討委員会から提言を受けた経営改革に関する方針も踏まえて、経営改革に取り組んでいます。

また、8月からはもちむぎ精麦も制限なく出荷しており、株式会社として特産もち麦を生かした町の活性化に寄与するとともに、健全な利益追求を図るよう、求めてまいります。

住民生活課では、兵庫県消防操法大会については、8月3日、三木市の兵庫県立広域防災センターにおいて実施されました。中播磨地区代表の庄分団が、小型動力ポンプの部で県大会4連覇という偉業をなし遂げました。庄分団は11月8日、東京臨海広域防災公園で開催されます、第24回全国消防操法大会に、兵庫県の代表として出場します。全国大会でも2連覇を期待しているところであります。

平成26年度交通安全モデル地区について、今年度の交通安全モデル地区に東大貫自治会を指定し、7月27日に東大貫区の天満神社で交通安全祈願祭、8月23日に交通教室を実施しました。当面の行事予定については、秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日までの予定で実施されます。

健康福祉課では、9月は老人福祉月間で、各集落において数々の敬老行事を行っていただいています。町でも、2日に最高齢者宅を訪問し、祝福をさせていただきました。3日には、文化センターで老人芸能慰安会を開催し、歌謡ショー、漫才、浪曲でお楽しみいただきました。

予防接種事業では、平成26年10月から幼児の水痘ワクチンと高齢者の肺炎球菌ワクチンが定期予防接種に追加されました。対象者には個別に通知し勧奨します。また、今議会に補正予算を計上しております。

食育の推進については、食育サンバの作曲、ダンスのふりつけを行っています。11月の福崎秋まつりには、食育推進月間事業として、サンバの歌とダンスを披露し、食育の啓発を行い、また、昨年に続き、ふるさと味自慢、ひみつのごちそう村などを実施します。

農林振興課からでは、平成26年度産米の生産数量の作付面積の配分について、福崎町は約358ヘクタールでしたが、農会長さんや農家の皆様のご理解とご協力により、目標達成いたしました。

7月13日執行の農業委員会選挙は、7月8日に立候補の受付を行った結果、定数の届け出であったため、無投票となりました。任期は3年であります。

兵庫県では、荒廃が進む里山を災害から守るため、里山防災林整備事業を西大貫、東大貫地区及び西谷地区で進めています。また、人と動物とのすみ分けを図り、山林の見通しをよくする野生動物育成林整備事業を加治谷地区及び田口地区で進めています。

まちづくり課からは、福崎駅周辺整備に着手しました。駅利用者の利便性向上と駅へのアクセス強化を目的として、駅前広場、アクセス道路、駐車場、観光交流センターなどの整備を5カ年計画で進めていきます。現在、用地測量、物件調査を実施しています。関係機関との調整や地域住民の理解を求めながら、事業を推進してまいります。

長野橋は国道312号を補完する幹線道路、町道西治長野線の要として、また、小・中学生の通学路として特に重要な役割を担っており、歩行者の安全性の向上

を目指して、橋側歩道橋整備を進めています。現在、上部溝設置工事に着手をし、平成27年3月末供用開始の予定で進めてまいります。

上下水道課からは、工業団地の上下水道については、7月14日に企業会館において工事説明会を行い、本工事に着手しています。

また、川端雨水幹線（第2工区）は、契約に関する議会の議決を得た後に、速やかに工事の着手ができるよう進めてまいります。

福田水源地及び山崎配水池の整備事業につきましては、ほぼ予定どおり進んでいます。井ノ口水管橋の歩廊塗装の工事にも着手いたします。

学校教育課からは、本町4例目の最後の幼保一体化施設として、（仮称）高岡幼稚園の建設工事に取りかかりました。田原小学校体育館建設に向けて、実施設計を進めています。また、小・中学校体育館の非構造部材の耐震化に向けた実施設計も進めてまいります。

平成27年度から本格スタートする予定の子ども・子育て支援新制度の実施に向け、子ども・子育て支援事業計画の策定を進めています。

運動会についてであります。中学校の体育大会は9月14日（日）に、保育所、幼稚園を含む小学校の運動会は9月21日（日）に行います。

児童・生徒の活躍についてであります。高岡小学校1年生の小西良空君が、第14回全日本少年少女空手道選手権大会へ出場し、第3位に入賞しました。福崎小学校6年生の常陰司竜君が、第23回日整全国少年柔道大会に出場します。福崎西中学校3年生の吉田弘道君が、平成26年度全国中学校体育大会に出場しました。福崎東中学校出身で須磨学園高校1年生の佐伯勇武君が、平成26年度全国高等学校総合体育大会へ出場しました。福崎東中学校出身で花園高校3年生の石山歩君が、平成26年度全国高等学校総合体育大会へ出場し、男子砲丸投げと男子円盤投げで優勝し、2冠を達成しました。

社会教育課からは、福崎町子ども会球技大会が7月12日に福崎小学校で開催されました。猛暑の中、熱戦が繰り広げられ、ソフトボールは大門子ども会が優勝、西治・西谷子ども会が準優勝に、また、バレーボールは山崎子ども会が優勝、馬田子ども会が準優勝に輝きました。これらの4チームは8月2日に行われた神崎郡大会に出場し、ソフトボールで大門子ども会が優勝、西治・西谷子ども会が準優勝の栄冠を手に入れました。

第35回山桃忌を8月2日、3日に開催しました。ことしは、柳田國男とアジアをテーマに、国際色豊かな山桃忌となりました。また、今年度から新たに組み込んだ柳田國男検定も、予想を上回る応募があり、多くの人に柳田國男を学んでいただく機会を提供できました。

自治会ソフトボール大会は、8月18日から5日間の熱戦が繰り広げられ、優勝は山崎自治会、準優勝は辻川自治会で幕を閉じました。

図書館では、恒例の行事となりましたキャンドルナイトを9月19日の夕暮れから開催いたします。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長 次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第16号、第25期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてから、請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出についての24件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 第457回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ことは雨が多く、福崎町では夏まつりを中止し、花火の打ち上げのみとなりました。台風や低気圧の停滞で全国的に大きな被害をもたらしました。これまでに経験したことのない気象状況が発生し、減災・防災の一層強化した取り組みに迫られているわけでございます。

この雨で多くの方々がお亡くなりになり、たくさんの方々が被災が出ているわけでありまして、お亡くなりました方については、哀悼の意をささげ、被災を受けられた皆様方には、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

さて、うれしいニュースもありました。一つは、庄消防団が兵庫県代表として全国大会に駒を進めるというものでございます。2連覇を目指して、全力を挙げて今練習に取り組んでおります。皆様方の大きな応援もお願いをしたいと、このように思っております。

二つ目は、2月に設置をいたしました辻川山麓の河童が大きな人気を博しまして、新聞はもとより全国のテレビ局にも注目を浴びておりまして、観光客は夏休み大変多く参加していただきました。これもうれしいニュースでありました。

そして、遠野市との友好都市宣言も成立する、このような内容もございました。

さて、6月定例議会後、経済的にも政治的にも大きな変化がありました。三つの問題で考えてみたいと思っております。

一つは、消費税3%アップによる経済の動きであります。1月～3月にかけて、消費税アップに対応する駆け込み需要で消費活動は活発に展開をいたしました。4月～6月にかけては、その反動として落ち込みが想定されておりました。8月13日には内閣府発表でGDP1.7%減でありました。このペースが1年間続くと仮定した年率換算で6.8%のマイナスと発表をされたわけでありまして、この数値を想定内と見る人と、前回の1997年同期のマイナス3.5%と比較しても大きいと指摘する意見もあります。いずれにしても、経済は下部構造でありまして、人々の考え方、私たちの暮らしに大きく影響をいたします。7月から9月にかけての内閣府の発表が気になるところであります。

また、8月29日に発表されました総務省の家計調査によれば、7月の消費支出は実質で5.9%の減少、4月から4カ月間連続の落ち込みで、天候不順もあり、6月に比べても下落幅が拡大しています。アベノミクスの3本目の矢がそんなに効果を上げていないようであります。

消費税の引き上げ分は、社会保障や社会福祉に割り当てるとされておりましたが、年金は下がり、医療費の窓口支払いは1割から2割に引き上げられる部分もあるなど、むしろ後退している分野も目立っています。

他方で、法人税の引き下げを約束するなど、税制によってますます貧富の拡大が心配されようとしているわけでありまして。さらに10%への引き上げが検討されていますが、できれば取りやめにしてほしいと思っております。

政治での大きな動きは7月1日の集団的自衛権を認める閣議決定であります。これによって、日本が再び戦争への道を歩む方向にかじを切った、このように思われます。戦争体験を持つ者としてはまことに残念でなりません。これからは戦争に巻き込まれないよう努力していかねばならないと思っております。

三つ目は、人口減少に対する対策であります。国立社会保障・人口問題研究所が公表した、日本の将来推計人口によりますと、平成38年には1億2,000万人を下回り、平成60年度には1億人を下回ると推計をされているわけでありまして。

その対策として十数年前には、市町村合併が提唱をされました。合併しなければ少子高齢化対策のバスに乗りおけると言われ、合併が進められ、自治体規模

は大規模化し、その数は半減近くになりました。それでは、少子高齢化対策が前進したかといえ、かえって逆ではなかったかと思える現象も進んでいます。役場がなくなったり、縮小され、役場のあった地域は急速にさびれています。子育て施設や学校の統廃合が進み、子どもの声が消えて寂しくなっております。市町村合併があって、かえって人口問題の解決が注目されるようになったようにさえ思えます。地方自治体の崩壊や消滅など、厳しい言葉が使われるようになりました。

その原因の一つに東京一極集中や、名古屋、大阪への都市集中を指摘する声もあり、人口分布を地方に分散させる対策が検討されています。大都市集中の緩和策が計画され、地方中枢拠点都市構想が出されています。今、姫路市がこの構想のモデル事業に参加され、播磨全域で取り組んでいこうとしています。

私はこの事業に何が何でも反対するという立場ではありませんが、自治体合併後、十数年が経過しようとしておりますけれども、この取り組みについて、国がしっかりとした検証を行って、成果と反省を発表していないように思えますので、取り組みは慎重でなければならないと思っているわけであります。

次に事業に取り組むことを、いろいろと私は一定の心配もしておりますし、どうした検証がしっかりとやられることが大事であります。事業取り組みに当たっては、しっかりとした趣旨説明と情報の公開が不可欠と考えております。その上で各自治体や地域の現状分析が綿密に進められなければなりませんし、事業は進んだけれども、地域のにぎわいは寂れ、過疎化が加速されるようなことがあってはならないと考えているわけであります。

今、福崎町の第5次総合計画が審議されており、今議会には平成25年度の会計決算を提案いたしております。議会の審議を通しまして、さまざまな角度から検討をされることを願っているわけであります。

これから、提出議案の概要について説明をしてまいりたいと思います。

報告では第25期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてなど3件です。議案は合計20件で、人事案件として、人権擁護委員の推薦についてなど2件であります。決算議案は、平成25年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてなど8件であります。このたび、監査委員からの意見をつけて、議会の認定を求めるものであります。条例案件は、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてなど4件、予算案件は、平成26年度福崎町一般会計補正予算（第2号）についてです。既定の総額にそれぞれ1億9,100万円を追加し、歳入歳出総額を86億2,860万円とするものです。

その他案件は、損害賠償請求事件に係る和解についてなど5件であります。

詳細な説明につきましては、副町長、会計管理者及び担当課長が行いますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に、詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

日程第4 報告第16号 第25期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について

議 長 報告第16号、第25期株式会社もちむぎ食品センター決算報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 報告第16号、第25期株式会社もちむぎ食品センター決算報告について、ご説明申し上げます。

株式会社もちむぎ食品センターは、本町が2分の1以上を出資している法人であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、その決算及び事業計画について、報告をさせていただくものでございます。

まず、1ページ、2ページの事業報告書で概要を申し上げます。

第25期は9月から3月までの7カ月決算であります。これは新地方公会計制度において、第三セクターである株式会社もちむぎ食品センターも連結決算の対象となっていることから、地方公共団体の3月決算に合わせるために、期間を調整したものでございます。

今期は、昨年4月にNHKテレビの全国放送でもち麦が特集された反響によって、もちむぎ精麦が在庫不足の状態となり、もちむぎ精麦の出荷を制限せざるを得なかったことや、7カ月の決算期に一番売上の多い中元時期が含まれなかったことが影響しまして、営業利益は約350万円の赤字となりました。

そのような中、町においては中小企業診断士等から組織された委員会によって、当社の経営状況の評価、経営改革に関する方針が検討され、株式会社もちむぎ食品センターの経営計画に関する方針が提言されました。

町からの無利子借入の返済については、提言にあるシミュレーションも考慮した変更契約を行い、100万円を返済いたしました。

今期の総売上高は8,063万2,185円で、実施計画の8,150万円に対しては、86万7,815円の減、部門別ではレストラン及び売店の売上が目標を下回っております。

部門別では、販売店は売上高2,804万1,476円で、目標比110.84%、目標に対して274万1,476円の増で、主力商品のもちむぎ麺中心の販売や町外の学校給食にもちむぎ麺が採用されたことが、売上増につながりました。

売店は2,050万2,399円で、目標比88.75%、目標に対し、259万7,601円の減となりました。1月から2月にかけて、前期にはあったバスツアーがなくなったことに加えて、通常販売も減少したことが、売上の減少の原因でございます。

通信販売では1,023万3,195円で、目標比106.6%、目標に対して63万3,195円の増となりました。

レストランは2,185万5,115円で、目標比93%、目標に対しては164万4,885円の減ということで、来客人数の減少や、ディナーショー等を行わなかったことから、売上が減少しております。

麺製造部門では、麺工場内装の塗装修繕が実施されまして、食品製造工場としての衛生面及び来館者の製造工程見学の面で大幅に改善されました。

以上が、事業報告の概要でございます。

次に、決算報告をいたします。

損益計算書から説明をさせていただきますので、6ページをお開き願います。

売上高は8,063万2,185円、売上原価は期首棚卸高、商品仕入高、当期製品製造原価の合計から、期末棚卸高を差し引いた6,730万1,086円で、差引売上総利益は1,333万1,099円となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、広告宣伝費から給与や販売手数料などで合計1,685万4,941円、営業利益としまして、352万3,842円のマイ

ナスとなりました。

次の7ページは営業外損益の部でございます。

営業外収益は普通預金などの受取利息、雑収入として町からの補助金など、合計で54万4,613円、経常利益は297万9,229円のマイナスとなりました。

特別利益は再建計画に基づきます経営責任者としての役員拠出金10万円でありまして、法人税等充当金と差し引いた当期利益は298万7,133円のマイナス。当期末処理損失は1億673万4,222円となりました。

次に、8ページをお開きください。

製造原価報告書でございます。材料費は合計で1,480万578円、労務費はレストラン、売店、麺工場、配送等に係る人件費で、2,341万3,662円、外注加工費は素麺、即席麺、カステラ、冷凍麺などに係るもので、1,492万4,694円、製造経費は水道光熱費や宅配便運賃、商品仕入代などで1,378万9,859円、総製造費用並びに当期製品製造原価は6,692万8,793円となりました。

9ページは損失金処理計算書でございます。

当期末処理損失1億673万4,222円に対しまして、補填すべき積立金等ございませんので、その全額が次期繰越損失となりました。

次に、4ページにお戻りください。

貸借対照表でございます。

まず資産の部、流動資産は現金及び預金から仮払消費税まで合わせまして、4,881万4,036円、固定資産は有形固定資産、それから電話加入権、金融機関への出資金で297万831円、資産の部合計は5,178万4,867円で、前期と比較いたしますと、135万円の減少となっております、その内訳では現金及び預金が416万円減少、製品は中元に向けてつくり置いた乾麺や素麺などで773万増加となっております。

5ページをお開きください。

負債の部では流動負債が買掛金から法人税等充当金までの1,551万9,089円、固定負債は町からの借入金1億1,300万円で、負債の部合計は1億2,851万9,089円であります。

資本の部は資本金が3,000万円、利益剰余金は当期末処理損失が1億673万4,222円でありますので、資本の部合計では7,673万4,222円のマイナス、負債及び資本の部合計は5,178万4,867円という状況でございます。

なお、監査報告書につきましては、10ページから13ページに添付しておりますので、これは後ほどごらんいただければと思います。

次に、第26期の売上高でございます。実施計画でございますけれども、15ページをお開きください。

第26期売上高は1億5,500万円を計上しております。これは25期の7カ月間と同様であります。株式会社もちむぎ食品センターの経営改革に関する方針におけるキャッシュフローシミュレーションに用いられた年間売上高、これを目標としたものでございまして、この目標を達成するために、経営改善項目の取り組み、また、さらなる経費節減等を検討していくこととしております。

また、26年産もち麦も順次出荷できる状況となっておりますので、精麦の販売強化も図りながら収益の確保を図っていきたいということでございます。

なお、決算に係ります詳細資料につきましては、議会事務局に備えつけており

ますので、ご参照いただければと思います。

以上、報告第16号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 日程第 5 報告第 17号 平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長 日程第5、報告第17号、平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第17号について、ご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成25年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を附して、9月議会に報告させていただくものです。

意見書につきましては、議案書に添付しておりますので、ご参照願います。

それでは、議案の2ページ目をお開きください。

まず、健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、各会計において赤字額は発生しておりませんので、該当いたしません。

実質公債費比率は11.7%、将来負担比率は121.5%であります。それぞれの指標における早期健全化基準並びに財政再生基準につきましては、表にお示しをしておりますとおりでございます。

報告第17号資料に算定内訳等を添付しておりますので、資料に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、報告第17号資料2ページをお開き願います。

実質赤字比率は左上の一般会計等が対象でありまして、実質収支額を標準財政規模で除した、マイナス3.55%となります。実質収支が黒字の場合はマイナス表示となります。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計等に全ての特別会計を加えたものが対象でありまして、右下になりますが、全会計における実質収支及び資金剰余額を標準財政規模で除した、マイナス18.66%となります。

実質公債費比率につきましては、算定資料の4ページをお開き願います。

実質公債費比率の対象となる公債費等は、①の元利償還金の額から、⑦の一時借入金の利子に該当するもので、⑧の特定財源から、⑭の密度補正の準元利償還金につきましては、特定財源や普通交付税算入分など、公債費等から除外する要因となる項目であります。

算定結果は中段の右寄りになりますが、平成25年度単年比較では11.89%と前年に比較して0.38%悪化しております。3年平均では11.7%で、前年度と比較して0.4%改善をしております。

改善をした要因としましては、対象となる公債費は公共下水道の繰出が増加しましたが、その対象公債費から控除される交付税算入額も増加いたしました。さらに、分母となる標準財政規模が大きくなったことによるものでございます。

四つ目の指標、将来負担比率につきましては、資料5ページをお開きください。

対象となる将来負担額は、上段に記載をしております一般会計等の地方債現在高から退職手当負担見込額までの各項目で、総額は、下段の算定中A欄、189億6,636万1,000円です。この将来負担額に対する充当可能財源等は中段でお示ししておりますとおりで、合計は下段のB欄、137億4,543万4,000円、差し引き実質負担額は52億2,092万7,000円となります。これを標準財政規模から普通交付税に算入された公債費等を控除した42億9,

656万8,000円で除したものが、将来負担比率で、121.5%となります。前年度は132%でありましたので、10.5%改善をしております。改善の要因につきましては、公共下水道事業における地方債の償還のための一般会計からの繰入である準元利償還金はふえました。そのため、公営企業等の繰入見込み額は増加いたしました。一般会計での退職手当負担見込額の減少により、将来負担額は4億4,304万4,000円の増にとどまりました。一方で、財政調整基金2億4,790万円を積み立てたことで、充当可能基金が増加したことや、基準財政需要額参入見込み額の増により、充当可能財源が増加したことが主な要因となります。

最後に、公営企業会計における資金不足比率等につきましては、資料6ページをお開き願います。資金不足額、剰余額につきましては、6ページの右から四つ目の(8)の列になりますが、法適用企業会計の水道事業及び工業用水道事業は、流動資産から流動負債を控除したものが資金剰余額ですが、いずれの会計も資金収支は黒字であり、資金不足は発生をしております。法非適用企業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業であります。いずれの会計も収入の不足額は一般会計から繰り出しをいたしますので、資金不足額は発生をしております。

以上が、各指標の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第 6 報告第18号 議会の委任による専決処分の報告について（西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その2））

議長 日程第6、報告第18号、議会の委任による専決処分の報告（西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その2））についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 報告第18号、議会の委任による専決処分について、地方自治法第180条第2項の規定により報告をさせていただきます。

この報告は、西光寺地区下水道舗装本復旧工事（その2）について、設計図書と現場の相違により、工事内容の一部を変更し、請負者、宗和建设株式会社と6月26日付で工事請負変更契約を締結したことによるものです。

工事請負額は現契約額6,058万8,000円に、95万1,480円を増額し、変更後の請負金額を6,153万9,480円としたものです。

詳細につきましては、資料によりご説明をさせていただきます。報告第18号資料をごらんください。

資料の中で平面図と、右下に変更した工事概要をお示しをしております。

主な内容は、舗装面積が825平方メートル減の2万3,895平方メートルとなり、約90万円の減、アスファルト舗装厚の増等により、219立米増の1,454立米となり、約68万円の増、また、それらに伴う補充用の砕石が270立米増の300立米となり、約45万円の増、また、区画変更が284メートル増で、3,786メートルとなり、約8万円の増、公共ますの1基追加で、約7万円の増、交通誘導員が村の中の生活道路の誘導等に59人増の279人となり、約50万円の増となりました。

以上で、報告第18号の説明とさせていただきます。

日程第 7 議案第46号 人権擁護委員の推薦について

日程第 8 議案第47号 教育委員会委員の任命について

議 長 日程第7、議案第46号、人権擁護委員の推薦について、及び日程第8、議案第47号、教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第46号、議案第47号について、ご説明申し上げます。

議案第46号につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の秩序に通じ、人権擁護について理解のあるものの中から、町議会の意見を聞いて、町長が法務大臣に対し、候補者を推薦しなければならないと規定されています。なお、委員の任期は3年となっています。

今回、委員3名のうち1名が、平成26年12月31日付で任期満了となることから、現委員の玉置明美さんを再推薦するものであります。

それでは、議案第46号の玉置明美さんの推薦について、経歴書に基づきご説明申し上げます。

住所は福崎町八千種200番地、氏名、玉置明美、生年月日は昭和26年5月30日、現在63歳であります。昭和49年3月に神戸大学教育学部を卒業され、職歴といたしましては、同年4月に兵庫県公立学校教員に採用、兵庫県姫路市立山田小学校に配属、その後、姫路市立野里小学校、水上小学校、砥堀小学校、増位小学校に配属され、平成17年3月に退職されました。平成24年1月に人権擁護委員に就任され、現在1期目となっております。

以上、玉置さんは人権擁護委員として、同法第2条に掲げる使命の遂行にふさわしく、人格識見とも高く、広く社会の実情に精通された立派な方で、必ず使命を全うしていただけるものと確信し、推薦するものであります。

なお、議案第46号資料に、玉置さんの人権擁護委員としての抱負等をお示ししておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第47号について、ご説明申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により町長が議会の同意を得て行います。

教育委員会は5名の教育委員で組織されており、教育に関する事務の管理・執行を行います。委員の任期は4年であります。

現教育委員の大塚祥子氏が平成26年9月30日で任期満了となり退任されます。後任として、谷口喜久美さんを任命したいので、議会の同意をお願いするものであります。

お手元の経歴書をごらんください。

谷口喜久美さんは、昭和28年11月22日生まれの60歳であります。住所は福崎町南田原2957番地1、昭和51年3月に武庫川女子大学を卒業されています。谷口喜久美さんは、長年にわたり音楽活動やボランティア活動に熱心に取り組まれ、誠実で人望も厚く、教育委員として適任であり、福崎町の教育行政の推進、向上に取り組んでいただけるものと確信しています。

審議の参考にしていただくため、議案第47号資料に「私の抱負」をお示ししておりますので、ご参照ください。

議案第46号、第47号とご審議を賜り、ご賛同を得ますよう、よろしく願いをいたします。

議 長 議案説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開時刻を10時45分といたします。

◇

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前 10 時 45 分



議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

- 日程第 9 議案第 48 号 平成 25 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第 10 議案第 49 号 平成 25 年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
について  
日程第 11 議案第 50 号 平成 25 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認  
定について  
日程第 12 議案第 51 号 平成 25 年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて  
日程第 13 議案第 52 号 平成 25 年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定  
について  
日程第 14 議案第 53 号 平成 25 年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて

議 長 日程第 9、議案第 48 号平成 25 年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定につ  
いてから、日程第 14、議案第 53 号、平成 25 年度福崎町公共下水道事業特別会  
計歳入歳出決算認定についてまでの計 6 件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

会計管理者 議案第 48 号から議案第 53 号までの 6 議案について、決算書及び議案説明  
資料により、詳細説明をいたします。

まず、議案第 48 号は地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、一般会計歳  
入歳出決算について、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するもので  
ございます。

決算書一般会計 242 ページをお開きください。

242 ページは実質収支に関する調書です。歳入総額 75 億 2, 257 万 5,  
280 円、歳出総額 73 億 3, 690 万 7, 269 円、差引額 1 億 8, 566 万  
8, 011 円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額 399 万  
4, 000 円で、実質収支額は 1 億 8, 167 万 4, 011 円となり、26 年度  
へ繰り越します。なお、実質単年度収支は、2 億 6, 272 万 9, 473 円で、  
5 年連続の黒字となりました。

243 ページから 249 ページは、財産に関する調書で、公有財産、物品、基  
金及び債権の保有内容をお示ししておりますので、お目通しをお願いします。な  
お、基金の状況につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

続いて、決算の概要を説明いたします。

議案第 48 号資料の 1 ページをお開きください。

平成 25 年度一般会計の決算概要について、この説明書により割愛しながら朗  
読説明させていただきます。

歳入総額は 75 億 2, 257 万 5, 280 円で、対前年度比 3.4% の増とな  
りました。内訳は 1 款、町税から、下から 7 行目の 21 款、町債、8 億 8, 54  
2 万円まででございます。

主な増減内容につきましては、歳入総額の 40.9% を占める町税は、地域経  
済には景気回復がいまだ十分に浸透しない感があり、前年度と比較し、現年度個  
人町民税所得割は 0.7% の減、法人町民税は大口法人の大幅な減収により、5.

6%の減、町たばこ税は県からの税源移譲により13.6%の増となりましたが、町税全体では0.2%の減となりました。

2ページの利子割交付金は7.1%の減、配当割交付金は77.9%の増、株式等譲渡所得割交付金は1,147.7%の増、地方交付税は下水道事業の進捗に伴う下水道費等の増により、基準財政需要額が増加し、また、神戸医療福祉大学の固定資産税還付分6,801万3,000円が過誤調整されたことなどにより、普通交付税、特別交付税合わせて5.5%の増となりました。

分担金及び負担金は、農業費受益者分担金、老人ホーム措置費負担金の減により、4.5%の減、使用料及び手数料はくみ取り券販売手数料を歳入歳出外現金扱いから一般会計歳入へ会計処理を変更したことにより、1.0%の増、国庫支出金は地域の元気交付金、社会資本総合整備交付金が増加し、17.4%の増、県支出金は八千種幼児園木造公共施設等整備事業補助金や地域子育て支援拠点事業補助金、辻川界限整備に伴う地域の夢推進事業補助金は増となりましたが、農地・農業用施設災害復旧費の減や、妊婦健康診査費、予防接種費が一般財源化されたことによって、11.2%の減、財産収入は土地売り払い収入の増により、234.2%の増、寄附金はふるさと応援寄附金の増により、66.4%の増、繰入金は農業活性化基金繰入金、福祉基金繰入金の減により、7.5%の減、町債は、災害復旧債、教育債は減となりましたが、臨時財政対策債、八千種幼児園建設事業や防災救急デジタル無線負担金事業の増により、21.2%の増となりました。一般会計歳入全体では、3.4%の増となっております。

次に、3ページをお開きください。

歳出についてでございますが、歳出総額は73億3,690万7,269円、不用額は1億6,469万2,731円となりました。

議会費では、定例会4回、臨時会2回が招集され、議案94件、報告12件、請願1件、意見書1件、発議1件について、慎重に審議し、議会の権能と責任を果たしました。

本会議を初め、閉会中も所管事務調査や先進地視察を実施しました。地方分権時代に対応した議会の活性化を図るため、福崎町議会基本条例を制定しました。

また、福崎町自治基本条例が提案されたことを受け、自治基本条例審査特別委員会を設置し、審議しました。

福崎駅周辺整備については、福崎駅周辺整備対策特別委員会を設置し、調査研究を進めています。

議会だよりの発行を初め、本会議録画映像のインターネット配信など、開かれた議会を目指し、取り組みを実施しました。

総務費の一般管理費では、平成25年度新規事業で、自律（立）の心を育て、参画と協働のまちづくりを推進し、自治会単位の住民参加のまちづくりを推進する、自律（立）のまちづくり交付金事業に取り組みました。33自治会のうち31自治会が防災活動や緑化活動などの自由事業に取り組み、参画と協働のまちづくりが推進できました。まつり運営事業につきましても、第40回福崎夏まつり、福崎秋まつり、第7回辻広場まつりを開催し、町内外から多数の参加者を迎え、住民参加による参画と協働のまつりとなり、世代間、地域間の交流機会の拡大を図ることができました。

女性委員会を4回開催し、町の主要な施策について情報発信を行いました。会議の進め方にワークショップ方式を採用することによって、活発な意見、提言を得ることができました。

文書広報費では、広報ふくさきの発行や、テレビ、ラジオなどの地域情報番組

を活用し、町内外に情報を発信しました。

財産管理費では、庁舎管理を初め、町有地の草刈りや防犯灯の修繕、町民第2グラウンドなどの土地所有権整理業務を完了しました。なお、庁舎耐震改修工事については、全額を平成26年度に繰り越しました。県営ほ場整備事業の河川用地費仮清算金を西治地区に、(仮称)文化ゾーン東側駐車場用地取得に要する事務費及び利息を兵庫県町土地開発公社に支払いました。

4ページの基金積立金は財政調整基金2億4,790万円、ふるさと応援寄附基金542万6,152円、浄化センター環境整備基金11万3,000円、地域の元気臨時交付金基金8,675万3,000円などを積み立てました。

企画費では、第5次総合計画を策定するため、住民アンケートの実施、まちづくり委員会、総合計画審議会を設置し、策定業務を推進しました。

情報管理費では、町公式ホームページのリニューアル、クラウド型メールサービスの利用開始、回線サービスの切りかえ、人事給与システムの改修などを行いました。

交通対策費では、町内小・中学校からの通学路危険箇所改善要望に基づき、標識、啓発看板、カーブミラーなどを設置し、交通安全対策に努めました。本年度町内で2件の死亡事故が発生し、交通事故数は、人身事故が130件、物損事故は753件でした。

徴税费では、税金の口座振替制度を推進し、利用者は4,107人となっています。滞納対策として、債権管理条例により、適正な債権の管理に努めています。

戸籍住民基本台帳費では、総合窓口としてワンストップサービスや毎週金曜日の2時間業務延長を行い、住民サービスの向上に努めました。住民基本台帳法改正により、平成25年7月8日から外国人住民にも住民票コードが付番され、住民基本台帳ネットワークによる運用が始まりました。

選挙費では、7月21日に参議院議員通常総選挙及び兵庫県知事選挙を同日執行し、4月21日には福崎町議会議員選挙を執行しました。

統計調査費では、教育統計、工業統計、住宅・土地統計調査を実施しました。

監査委員費では、例月出納検査を12日、決算審査を5日、定期事務監査を3日行いました。

次に民生費、社会福祉総務費では、民生委員児童委員の活動補助、戦没者慰霊塔の管理、社会福祉協議会の活動補助や事務委託、巡回バスの運行委託などを行いました。巡回バスは平成24年12月3日から運行再編を行い、定時定路線型運行と予約型運行で実施しました。社会福祉協議会は、地域福祉推進計画に基づき、行政と連携して住民による地域づくりと助け合いの支援に努めました。戦没者追悼式を遺族会主催により5月24日に行いました。

障害福祉費では、障害者自立支援法により、障害福祉サービス給付を行い、利用者負担軽減事業を継続し、障がい者の日常生活、社会生活の活動支援や助成を行いました。また、18歳未満の身体障がい者を対象とした育成医療給付事業が、平成25年4月1日から市町へ事務移譲され、日常生活能力の回復や障がいの進行を防ぐことを目的に、医療費の給付を行いました。

国民年金事務費では、国民年金制度の周知に努め、未加入者、未納者の解消に取り組みました。

老人福祉費では、ひとり暮らし老人、高齢者世帯などが増加する中、要介護状態にならないよう予防し、自己能力、経験を生かし、生きがいを持って安心して暮らせるような生活支援を基本に、各事業に取り組みました。町の高齢化率は25.55%です。

5 ページをお開きください。主な事業は、老人クラブへの活動補助金、老人保護措置事業、中播広域シルバー人材センター運営事業、老人福祉給付事業などで、人生80年いきいき住宅助成事業は、16件の助成を行いました。外出支援サービスを、44人の方が、延べ1,032回通院に利用され、緊急通報システムを96人の方が利用されています。

地域包括支援センター運営費では、高齢者を初めとする要援護者に対し、必要なサービスが提供されるよう、総合的な支援を行いました。また、要支援者が要介護状態にならないよう、介護予防支援計画を作成し、効果的な介護予防サービスを提供しました。

医療助成費では、老人医療以外の一部負担金については、町単独施策として、自己負担なしの医療費無料を継続しました。平成25年4月から、母子保健法に基づく事務が市町へ移譲され、出生時の体重が2,000グラム以下の未熟児養育医療に対し、保険適用後の自己負担額等について、助成を行いました。

社会福祉施設費では、入所者が生きがいのある生活が送れるよう、心身の維持向上と自立に向けた支援を行いました。

老人憩いの家文珠荘は、4万6,540人の利用があり、指定管理者として、株式会社輝が施設の運営管理に当たりました。

児童福祉総務費では、交通災害遺児並びに障がい児に年金の支給、障がい児及び母子・父子家庭への就学援助や赤ちゃんの誕生を記念して、赤ちゃん日記、絵本を贈呈しました。

新規事業、子ども・子育て支援事業では、子ども・子育て支援法に基づき、福崎町子ども・子育て会議を新たに設置し、教育、保育、子育てに関する利用状況や今後の希望などについてアンケート調査を行い、支援システムの導入については、平成26年度へ繰り越しました。

保育所費では、健康と安全を確保し、創意工夫を加えながら、年齢に応じた保育を実施し、延長保育事業、一時預かり事業、多子世帯の一定基準に該当する第3子以降の保育料を助成しました。また、サルビア保育園の園舎改築に対し、補助金を交付しました。

子育て支援施設費では、福崎幼児園に子育て支援センターを、文化センターと田原幼児園内に子育て学習センターを設置し、子育て親子の出会いの場や、地域のお年寄りとの交流の場など、集いの場の提供を行いました。

学童保育費では、旧田原保育所の跡地に町内2カ所目となる福崎東部学童保育園を開園し、留守家庭の子どもの保護と健全育成に努めました。学童保育園は、月曜日から土曜日に開設し、西部では延べ419人、東部では延べ556人が利用されました。

放課後子ども教室事業は、田原小学校では延べ439人が、八千種小学校では延べ237人が利用されました。

6 ページをお開きください。幼児園建設費では、幼保一体化施設整備として、本町3例目の八千種幼児園が完成、あわせて八千種幼稚園の改修、八千種幼稚園南側駐車場の整備を実施しました。また、高岡幼児園用地の購入、造成工事及び実施設計を行い、平成26年度建設のための準備を整えました。

災害救助費は、平成25年9月2日の集中豪雨及び10月16日の台風26号により、床下浸水した家屋の被災者扶助に要した経費です。

衛生費の保健衛生総務費は、保健事業協力団体などへの負担金及び補助金、母子保健事業、食育推進事業、姫路福崎斎苑及び水道事業会計への繰出しに要した経費です。食育推進事業では、地域、学校、食育関係団体の連携を図りながら事

業を実施し、住民への普及・啓発活動を展開しました。食育かるたを作成し、遊びを通して食育への関心を高め、興味を持って食と接するよう促すことができました。食育ジャンボかるた大会やふるさと味自慢ひみつのごちそうコーナーの開催、肥満予防対策の一環として、学童期運動食育教室、フクちゃんサキちゃんクラブを神戸医療福祉大学と共催するなど、さまざまな食育事業を展開しました。

また、水道事業会計へ水質安全対策や災害対策として、配水池の能力増強のための経費として出資を行いました。

予防費では、定期予防接種や任意予防接種事業を実施し、感染予防と住民の健康増進を図り、また、生活習慣病予防のための特定健康診査や自殺予防対策事業などに取り組みました。

環境衛生費では、環境保全に重点を置き、花苗の配布や生ごみの減量化などの環境美事業に取り組みました。

公害対策費では、主要河川の水質調査や大気環境測定、自動車騒音測定を実施しました。農業公害対策事業では、市川流域のカドミウム汚染について、山崎、八反田両地区で観測調査を行いました。測定結果は、2地点とも基準値以下でした。農業用水路の水質につきましては、年2回、町内18カ所で水質監視を行い、水質保全・監視に努めました。

自然保護費では、自然歩道の補修や案内板等の整備を行い、利用促進を図りました。また、住民が自然に触れ親しむことができるよう、第24回福崎町自然歩道を歩こう大会を開催し、町内外から1,166名の参加がありました。

し尿処理費は、し尿くみ取りに要する経費と中播衛生施設事務組合への負担金で、中播衛生センターへの福崎町投入量は、年間6,358キロリットルで、対前年度比7.3%の減となりました。

コミュニティプラント運営費は、長目地区のし尿と生活排水を処理する施設の管理運営費に要した経費で、水洗化率は90.9%となりました。

ごみ処理費では、ごみ収集に要する経費とくれさか環境事務組合への負担金で、4種11分別の収集を行い、ごみの減量化と資源化に努めました。

次に、農林水産業費の農業委員会費では、農地法に基づく農地の許認可など法令事務や遊休農地などの管理指導を行いました。委員会、総会を12回開催し、処理事務は269件、農地パトロールを実施し、改善指導を行いました。

農業総務費では、農業集落排水事業特別会計への繰出金及び中播農業共済事務組合負担金を支出しました。

農業振興費では、国による農用地の利用効率化とコスト削減が進められ、農地を集約化、集積化し、農業経営の中心となる担い手の育成や確保を支援する方針が打ち出されました。5集落に対し、人・農地プランの作成を支援し、農地の集積化に協力した農地所有者11人に協力金を、また、青年就労者を支援するとともに、中山間地域で農地を維持管理していく3集落の農業活動に対し、支援を行いました。地域ぐるみで農地や水資源を守る共同活動支援交付金事業に、21地区が取り組み、施設の長寿命化を目的とした水路、農道の補修や機能維持を行う、向上活動支援交付金事業に15地区が取り組みました。野生動物による農林業被害の防止対策については、板坂集落が取り組み、野生動物防護柵設置事業により、平成25年度は農作物被害面積の届け出はありませんでした。特産品普及促進事業では、生産者組織や県立大学と連携し、特産品の新メニューの開発など今後の普及戦略や新しい可能性について研究しました。

農業構造改善施設運営費は、春日ふれあい会館と春日キャンプ場の運営経費、学童農園に要した費用です。

生産調整推進対策費では、農業者戸別所得補償制度にかわり、新しく経営所得安定対策が実施され、地域の特性を生かした転作物の作付推進を図り、目標面積に対し100%の達成率となりました。また、集落営農の法人化に対し、支援育成を行っております。

農地費では、町単独土地改良事業の補助を行い、ストックマネジメント事業、福崎東部地区では水路・分水ゲート施設を更新し、本事業は完了しました。

高岡地区ほ場整備推進事業は、高岡・福田地区を大区画に整備するもので、平成29年度事業採択に向け、計画図作成の基礎となる地形図を作成しました。新規事業、農村地域力発掘支援事業は、姫ヶ池敷地がかつて銀の馬車道であったという立地に着目し、地元西光寺地区が整備したポケットパークに対し、補助を行いました。

また、新規事業小水力等再生可能エネルギー導入推進事業にも取り組み、千束水路の水車に発電機能を付加することにより、有効な電源として活用できるか検討を行いました。

ほ場整備事業では、平成21年度に着手した県営西治地区ほ場整備事業の負担金を支出しました。

ため池整備事業では、町内69カ所のため池一斉点検を行うとともに、三谷池、桜・上池、直谷池のため池耐震診断を行い、耐震整備計画書策定業務については、平成26年度へ繰り越しました。

農業水利施設保全合理化事業では、姫ヶ池東側護岸に転落防止柵を設置し、施設管理の安全対策を講じました。

国土調査費では、田口地区の山林で地籍調査を実施しました。

林業費では、松くい虫航空防除事業、松くい虫立木伐倒事業を実施しました。有害鳥獣駆除事業では、積極的な捕獲活動を行い、平成25年度も引き続きわな狩猟免許取得費用の補助を行い、人材の確保に努めました。

8ページをお開きください。商工費の商工総務費は、企業誘致と工業団地の調整池の維持管理に要した費用で、年度末の工業団地の操業状況は、福崎工業団地、福崎企業団地、福崎町東部工業団地を合わせて、合計45社が操業し、昨年度末に比べ3社増加しています。

商工業振興費では、福崎町商工会の活動や再建を支援し、商工会はセミナーの開催や経営力向上対策に取り組みました。継続して、なっ得商品券を発行し、町内商工業者の活性化を図りました。また、産業活性化緊急支援事業の補助件数は63件、中小企業振興資金融資制度の貸付実績は6件でした。

観光振興では、福崎町観光協会が観光パンフレットや観光マップを作成、フェイスブックにより、福崎町のPRに努め、観光客の利便性向上を図りました。神前山ハイキング、観桜会の開催、七種山、辻川山などのクリーン作戦、観光案内板の補修などを行いました。

もちむぎのやかた管理事業では、株式会社もちむぎ食品センター経営検討委員会を設置し、平成26年1月に経営改革に関する方針が提出されました。25年4月にもち麦に含まれる食物繊維が体によいとテレビ放映されたことにより、もちむぎ精麦の売れ行きが好調となりました。町の特産品もち麦商品を各種イベントに出展することによって、もち麦商品を通して町のPRに努めております。

消費者行政費では、神崎郡消費生活中核センターでの相談件数は226件で、消費者被害の未然防止と消費生活の知識の普及啓発に努めました。

企業会館運営費では、指定管理者の福崎工業団地協議会に運営管理を委託し、維持管理費用を支出しました。

緊急雇用対策では、雇用の安定を図るための諸施策を実施し、緊急雇用創出事業は6事業で、採用した新規雇用者は12人でした。

土木費の道路橋梁総務費では、道路台帳の補正作業と用地測量を行いました。

道路改修費では、道路維持補修、清掃など7件、生活道路の維持補修工事39件、6筆の用地購入、道路の舗装工事などを行い、安全安心な道路維持管理に努めました。

また、地方道路等整備事業債を活用し、高岡幼児園線などの11件の道路改修や舗装修繕を行い、早急な整備が必要な路線の事業着手、事業完了を行うことができました。

道路新設改良費では、図書館南線道路改良工事、八千種八反田線の歩道設置工事を行い、馬田山崎線の詳細設計業務を委託しました。図書館南線道路改良工事や、平成24年度から繰越明許としていた道路ストック総点検業務は完了し、八千種八反田線及び馬田山崎線の工事費の一部については、平成26年度へ繰り越しました。兵庫県が施工する県道三木宍粟線南田原交差点改良工事については、交差点の改良工事に着手し、事業に係る15%を負担し、平成26年度中の完成を目指しています。

橋梁改修費では、長野橋歩道橋の用地測量業務及び下部工新設工事を実施し、一部を繰越明許費として、平成26年度へ繰り越し、また、上部工新設工事についても、繰越明許費として平成26年度に繰り越しました。また、月見橋伸縮装置の修繕工事を行い、道路網の安全性の確保に努めました。

河川改修費では、市川と七種川の清掃、草刈りなどの環境美化と、町河川の護岸改修工事や土砂浚渫等の改修工事を行い、災害に強いまちづくりを進めました。

9ページをお開きください。砂防費では、西谷地区の急傾斜地において、平成23年度から県が実施している崩壊対策工事に対し、負担金を支出しました。

都市計画費では、路線バス事業者への補助金や、市川河川公園などの維持管理や、遊具の点検と修繕を行いました。

福崎駅周辺整備については、事業手法などについて兵庫県と協議し、県道甘地福崎線の拡幅及び駅前広場の早期整備に向けて調整を行うなど、関係機関との調整を重ね、平成26年度から社会資本整備総合交付金事業「訪れやすく住みやすいまち、福崎」として、新規採択されました。また、町内全域の交通量を調査し、都市計画道路網の見直しに必要なデータを収集し、都市計画路線について検討業務を実施しました。

住宅管理費では、管理戸数は前年度と増減はありません。町営住宅の建てかえ方針やライフサイクルコストの縮減、維持管理計画を定めた公営住宅等長寿命化計画を策定しました。

消防費、常備消防費は、姫路市への消防事務委託に要した経費で、消防救急デジタル無線整備及び車両の更新を行いました。火災発生は13件、救急出動は759件でした。

非常備消防費では、1本部32分団600名体制で消防施設を有効的、効果的に使い、消防活動を行いました。

消防施設費では、鍛冶屋分団、山崎分団が、小型動力ポンプを更新しました。

防災対策費では、消防団員と町職員が合同で水防訓練を実施しました。また、兵庫県衛星通信ネットワークの更新工事については、繰越明許費として翌年度へ繰り越しました。

教育費の教育委員会費では、定例会12回、臨時会1回開催し、教育上の諸問題について審議しました。

事務局費は、不登校専門員、英語指導助手を配置した経費です。

小学校管理費では、5年生179人が4泊5日の日程で自然学校を体験しました。また、国庫補助金により図書や理科教材備品を購入し、施設整備の充実を図りました。老朽化に伴う施設や機器類の修繕を行うとともに、田原小学校の特別支援学級整備工事を実施し26年度に備えました。

中学校管理費では、中学校における義務教育活動の充実と向上を図るとともに、2年生を対象にトライやる・ウィークを実施し、5日間の社会体験活動を行いました。また、福崎東中学校のテニスコート整備工事や、両中学校のトイレ洋式化工事などを行いました。国庫補助金により、理科教材等の備品を購入し、施設整備の充実に努めました。

幼稚園費では、幼稚園と保育所の相互交流を行い、就学前教育の充実と向上に努めました。

10ページをお願いします。社会教育総務費では、自然科学分野ですぐれた研究を行った児童・生徒に吉識雅夫科学賞を贈りました。成人式は、新成人で組織する実行委員会が企画立案し、厳粛かつ盛大に行いました。また、サマースクールなどの学習支援や登下校時の見守りや校内巡視など、地域ぐるみで子どもを育てる学校支援事業に取り組みました。

公民館費では、生涯学習の場を提供し、講座や教室の充実に努めました。芸術文化の向上と発展に貢献し、功績が顕著な個人3人に文化功績賞を授与しました。施設備品の充実を図るため、コミュニティ備品購入事業補助金を活用し、机、椅子などを購入しました。こころ豊かな地域づくりに取り組む自主グループや、町文化協会の活動支援を行いました。

図書館費では、福崎町こどもの読書活動推進計画に沿って、推薦図書リストや、読んだ本を記録する、福崎町立図書館読書ノートを作成し、子どもの読書環境整備に努めました。毎月29日をフクちゃん読書の日、3月9日をサキちゃん読書の日と設定し、防災無線での呼びかけやイベントの実施により、読書活動推進に努めました。図書館の利用状況は貸出人数4万6,717人、貸出冊数20万2,308冊でした。

文化センター管理費では、階段トップライトなどの改修を行い、宝くじ社会貢献広報事業交付金を活用し、大ホール、小ホールの音響設備の更新を行うなど、利用者が安全・快適に利用できるよう努めました。文化センターの利用状況は、生活科学センターを含めて、2,284件、利用者数は4万2,292人でした。

エルデホール運営費では、各種の自主事業や貸し館事業を行い、本年度から住民参加型事業を新設し、芸術、文化の各催しの企画立案ができる人材の育成を目的とした文化プロデューサー育成講座を開きました。自主公演事業を10回、文化プロデューサー事業を8回開催し、入場者数は2,821人でした。

研修センター運営費は、文化教養の向上、研鑽の場として、安全に快適に利用できるよう、管理運営を行い、利用状況については913件で、1万6,914人でした。

青少年野外活動センター費では、青少年の健全育成を図り、自然に触れる機会や交流の場を提供し、利用状況は449団体で、7,677人でした。

人権教育振興費では、みずからの人権意識を見詰め、みずからを啓発していく人権教育の推進に努めました。

辻川界限文化振興費は、辻川界限の文化振興及び文化施設の管理運営に要した経費で、歴史民俗資料館では「地域の歴史文化遺産を楽しもう」を年間テーマとし、特別展「福崎のくらし～米づくりと人々」、企画展は「くらしと民具」など

を開催しました。

柳田國男・松岡家記念館は、年間を通じ企画展、特別展を開催し、入館者数は7, 221人でした。播磨風土記編さん1, 300年を記念した、第34回山桃忌を開催し、基調講演、記念講演、石見神楽の上演を行いました。また、本年度、福崎町柳田國男ふるさと賞を創設し、柳田國男の顕彰を図るとともに、地域の歴史や民俗文化にすぐれた調査・研究を行った児童・生徒3名にこの賞を贈りました。

辻川界限整備事業は、舗装美化工事、河童設置工事、辻川山周辺整備工事などにより、辻川地区のまちなみ町並美化事業に取り組み、文化ゾーンの魅力を高める整備を行いました。銀の馬車道沿道や周辺地域的美観が高まったこと、河童人気にも拍車がかかり、来訪者も増加傾向にあります。

文化財保護費は、埋蔵文化財発掘調査、出土品の保存処理及び町天然記念物イチョウの養生方針を検討するため、樹冠細部調査を行いました。

11ページをお開きください。

三木家住宅保存整備費は、屋根を中心に木部の加工組立、屋根下地と本瓦葺などの保存工事を実施し、工事現場見学会を4回開催、参加者は文化財保存修理工事への理解を深めることができました。

保健体育総務費では、社会体育全般の振興と推進に努め、スポーツ功績賞を個人5人に授与しました。

子ども会運営事業では、健全な身体と協調精神の向上を目的として、球技大会や将棋大会を開催しました。

給食運営費では、福崎町食育推進計画に基づき、学校給食を生きた教材として活用した食育推進に取り組みました。安全・安心な地域の食材を、できるだけ多く給食に取り入れ、町の特産物であるもちむぎ麺や、もちむぎ精麦を積極的に献立に活用しました。

町民グラウンド・スポーツ公園管理費では、生涯を通して健康で充実した生きがいのある生活を送るための生涯スポーツの場を提供しました。

学校施設社会開放費では、学校施設の社会開放を行い、体育館、グラウンドを合わせて、2, 405回、7万5, 936人の利用がありました。

体育館運営費では、生涯スポーツを中心として、年間を通してさまざまな教室、大会を開催し、体育館は3万4, 629人の利用がありました。

多目的グラウンド整備は、図書館南側の町有地及び西治ほ場整備事業に係る創設換地に社会体育拠点と防災機能を兼ね備えた多目的公園を整備するために要する費用です。平成25年度は、土地の有効利用を図るための協議を重ね、設計及び工事費に係る予算は全額を平成26年度へ繰り越し、26年度完成を目指します。

公債費、長期借入金の返済額は元金7億2, 593万9, 265円で、本年度借入総額は8億8, 542万円で、年度末現在高は96億3, 165万9, 854円となりました。

予備費は予算の範囲内で支出できましたので、充用はありませんでした。

次に、災害復旧費は、平成25年8月23日から10月25日に発生した秋雨前線、台風18号及び27号に伴う豪雨により被災した農業用施設及び道路河川等の復旧に要した費用です。農業用施設1カ所の災害復旧工事を行い、水路復旧工事の一部については、平成26年度へ繰り越しました。また、農地4カ所、農業用施設8カ所の小規模災害復旧については、町単独補助を行いました。

公共土木施設は、道路4カ所、河川1カ所の町単独事業による復旧工事を完了し、道路や河川機能の回復を行いました。

次に、11ページ下から2行目の二重丸のところでは、調定額に対する収入未済額につきましては、2億5,153万7,114円で、前年度に比べ802万5,546円の増額となりました。

12ページをお開きください。その内訳は町税2億2,285万8,347円、使用料及び手数料のうち、住宅使用料が433万4,530円、コミュニティプラント使用料が7,230円、諸収入は2,433万7,007円で、内訳は貸付金元利収入2,231万7,628円と、雑入の給食費201万9,379円です。なお、資料の22ページから31ページに、町税や使用料の収納状況や、不納欠損の状況について、資料を添付していますので、ご参照ください。

次に、上から6行目の二重丸、不用額についてでございますが、不用額につきましては、1億6,469万2,731円で、不用額10万円以上の内訳を節別に見てみますと、負担金補助及び交付金5,051万4,655円から、共済費11万2,305円までとなっています。なお、資料の17ページから21ページには、節別に10万円以上の不用額の説明をしております。

右のページには前年度歳出決算額との比較表、次の13ページには全会計の給与費明細書をお示ししております。

次の14ページには、項別の歳入の決算表、15ページは、項別の歳出の決算額をお示しいたしております。

次の16ページは、基金の状況でございます。基金全体につきましては、右下欄の平成25年度末現在高の合計は、30億5,476万489円で、このうち一般会計は左側の表でございます。一番上の財政調整基金につきましては、職員給与の減額処置や町民税が当初予算よりも増収となったことなどにより、2億4,790万円を積み立て、年度末の現在高は13億6,700万円となりました。一番下の小計欄、平成25年度末現在高は、一般会計で18億2,796万9,887円で、昨年度と比較し、3億2,587万5,218円の増となりました。

以上で、議案第48号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第49号、国民健康保険事業特別会計決算について、説明いたします。

決算書の国保会計の44ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額19億4,669万8,858円、歳出総額は19億98万7,122円、差引額、実質収支ともに4,571万1,736円で、うち2万円を繰り越し、残り4,569万1,736円は基金に繰り入れております。

45ページにつきましては、財政調整基金の保有額をお示しいたしております。決算年度末の現在高は1億484万4,265円でございます。

次に、議案第49号資料で概要の説明をさせていただきます。

49号資料の1ページをお開きください。上から5行目から割愛しながら朗読説明いたします。

国民健康保険の財政運営は、被保険者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加、長期にわたる経済の低迷化や雇用の悪化による税収の減などの構造的な要因により、大変厳しい状況となっています。

保険給付費で見ると、療養給付費の対前年度比伸び率は、4.3%の減となりました。保健、介護、食育事業に取り組みにより、1人当たりの医療費や高額医療費が減少しました。介護納付金の伸び率は、1人当たりの負担額が5.7%の増となり、後期高齢者支援金については、1人当たりの負担額が6.0%の増、対前年度比6.4%の増となりました。

保健事業については、特定健康診査・特定保健指導を実施し、受診者数は合計1,321人で、受診率は38.4%となりました。特定保健指導は22人に指導を行いました。また、未受診者の実態把握に努め、受診勧奨通知の送付、特定健診とがん検診を同日で受診するセット健診や、土曜日、日曜日の健診、日時の予約制など受診環境の充実に努めました。

平均被保険者数は4,676人で、うち415人が退職者医療給付対象者です。資料2ページには、10万円以上の不用額及び保険税の収納状況、3ページ、4ページには決算勘定表、5ページ、6ページには国民健康保険税の賦課状況についてお示しいたしておりますので、ご参照ください。

次に、議案第50号について説明いたします。

決算書の後期高齢者医療事業特別会計の22ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億1,096万2,923円、歳出総額2億815万4,259円、差引額、実質収支ともに280万8,664円です。

次に、議案第50号議案資料で概要の説明をさせていただきます。

議案資料50号の1ページをお開きください。上から8行目から、割愛しながら朗読説明をいたします。

平成26年3月末の被保険者数は2,437人で、町は兵庫県後期高齢者医療広域連合に定められた保険料を徴収し、所得が低い方の保険料軽減分に係る保険基盤安定納付金と併せて広域連合へ納付します。保険料率は2年ごとに改定され、平成24、25年度の均等割額は4万6,003円、所得割は9.14%、賦課限度額は55万円です。

歳入は、保険料と一般会計からの繰入金などで、繰入金は人件費や事務費、保険基盤安定納付金分です。歳出は、人件費のほか、事務費などの経費、後期高齢者医療広域連合への納付金で、保険料と保険基盤安定納付金を納付しました。

資料の2ページには10万円以上の不用額及び保険料の収納状況、3ページには実施状況についてお示しをしておりますので、ご参照ください。

次に、議案第51号について説明いたします。

決算書の介護保険事業特別会計の38ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額13億4,935万6,198円、歳出総額13億4,449万7,561円、差引額、実質収支額とも485万8,637円で、うち2万円を繰越金とし、残り483万8,637円を基金に繰り入れております。

39ページに、財政調整基金の保有高をお示ししております。決算年度末の現在高は、8,146万2,803円でございます。

次に、議案第51号資料で概要の説明をさせていただきます。

51号資料の1ページをお開きください。上から5行目から割愛しながら朗読説明いたします。

介護保険制度は13年が経過し、平成25年度は第5期事業計画の2年目となりました。第5期の主な改正は、増加する給付費に対応するため、保険料の標準月額を4,800円に引き上げ、所得段階を多段階設定し、7段階から9段階に細分化しました。

介護給付サービス費は、対前年度比2.2%増加し、給付サービス利用では、通所介護、訪問介護、訪問看護などの居宅サービスが3.3%の増、地域密着型サービスは11.4%の増となりました。また、介護基盤緊急整備等臨時補助金の交付を受け、小規模多機能型居宅介護事業所建設費及び事業所開設準備費を支

払いました。

地域支援事業は、全ての65歳以上を支援する一次予防事業と、積極的に介護予防を支援する二次予防事業を行いました。二次予防事業では、いきいきデイサービス事業が一次予防と継続性を持ち効果のある事業となるよう、ふくろう体操を事業に取り入れました。一次予防事業では、地域の自主的な介護予防事業や支え合い事業に対し、各地区に補助金を支払いました。

神崎郡介護認定審査会を134回開催し、2,664件の審査、判定を行い、当町分は1,036件でした。

次の2ページには、10万円以上の不用額及び保険料の収納状況を、次の3ページには介護保険の事業状況を、4ページには審査支払い手数料や介護給付費の状況、次の5ページ、6ページには決算明細をお示ししておりますので、お目通してください。

次に、議案第52号について、説明いたします。

決算書の農業集落排水事業特別会計の26ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億6,398万2,853円、歳出総額4億6,398万2,853円、差引額、実質収支額ともゼロ円です。

27ページは、1、財産に関する調書で、公有財産の増減はありません。基金保有額は決算年度末現在高は、1億4,544万4,443円でございます。

次に、議案第52号資料で概要の説明をさせていただきます。1ページの上から6行目から朗読説明をいたします。

亀坪地区を除く農集6処理施設については、前年度から繰り越していた機能強化事業により、施設の防水・防食工事、主要機器類の整備更新を行い、施設の適正な維持管理に努めました。水洗化率は平成25年度末現在で87.2%になっています。平成28年度の地方公営企業法適用を目指し、資産調査に着手しました。

なお、資料2ページには、10万円以上の不用額及び使用料の収納状況についてお示しをいたしておりますので、ご参照ください。

次に、議案第53号について、説明いたします。

決算書の公共下水道事業特別会計の28ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額9億6,943万4,526円、歳出総額9億6,138万4,526円で、差引額805万円は全額を繰越明許費として繰り越ししますので、実質収支額はゼロ円です。

29ページは財産に関する調書で、1、公有財産の増減はございません。2、基金につきましては、決算年度末基金の保有高は1億8,743万6,091円となりました。

概要につきましては、議案第53号資料で説明させていただきます。

説明資料の1ページをお開きください。上から4行目から朗読説明いたします。

管路施設整備が完了した八反田東2工区において、公共下水道の供用を開始しました。平成25年度末の供用開始面積は、550ヘクタールとなり、住民人口での整備率は98.7%、水洗化率は69.1%になっています。

福崎浄化センターは、水処理施設3系列による運転を行っており、年度末の流入量は1日当たり3,210立方メートルで、稼働率は61.1%となっています。

25年度は福崎工業団地地区下水道詳細設計業務や、八反田東地区面整備工事、

南田原地区舗装本復旧工事を完了し、上中島地区面整備工事や西光寺地区舗装本復旧工事及び川端雨水幹線工事に着手し、一部を平成26年度に繰り越しています。

また、平成28年度の地方公営企業法適用を目指し、資産調査に着手しました。

なお、資料の2ページには、10万円以上の不用額及び負担金・使用料の収納状況をお示ししておりますので、ご参照ください。

なお、別冊の決算報告書の歳出のページには、主な事業ごとに決算の概要をお示しいたしましてしておりますので、審議の参考にしていただきたいと思います。

以上、6議案につきまして、一括説明をさせていただきました。よろしくご審議を賜り、認定いただきますように、お願いいたします。

日程第15 議案第54号 平成25年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議案第55号 平成25年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について

議 長 日程第15、議案第54号、平成25年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、及び日程第16、議案第55号、平成25年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第54号、平成25年度福崎町水道事業会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

それでは初めに、福崎町水道事業決算書の11ページをお開きください。

福崎町水道事業の事業概要は、本年度は昨年度と比べ、給水量は1.5%、給水収益は1.4%の増となりました。また、下水道工事等に伴う資産減耗費が95.1%の減と大きく減少し、営業外収益である加入分担金が106.3%の増となり、利益は大きく増加いたしました。

下水道工事に伴う配水管移設工事とともに、漏水調査による漏水箇所の早期修理に努め、有収率は91.9%と昨年より1.4%上がりました。

維持管理では、災害等の断水に備え、大貫地区のバイパス配水管の新設工事、井ノ口水管橋上部工の耐震補強工事等を実施しました。

福崎地区の安定供給を図るため、継続事業である山崎配水池整備事業として、進入路の第2期及び配水池の工事に着手いたしました。また、福田水源地の高度浄水処理施設整備として、拡幅のため用地を取得し、工事に着手しております。下の表では、給水水量等の動きとして、年度別に参考となるものを表としておりますので、お目通しをください。

また、資料議案第54号の2ページから4ページには、水道料金及び総配水量の表を添付しておりますので、併せてごらんください。

次に、恐れ入りますが、決算書の1ページ、2ページをごらんください。

水道事業決算報告書です。この決算報告書は、予算に対して執行状況を明らかにするため、税込みの表示比較をしております。

収益的収入及び支出の収入でございます。第1款、水道事業収益予算額合計3億5,896万円、決算額3億4,364万3,556円、予算額に比べ、決算額の増減1,531万6,444円の減、昨年度比0.4%の増、第1項、営業収益、決算額3億1,026万3,134円、うち仮受消費税及び地方消費税1,

435万1,500円、第2項、営業外収益、決算額3,338万422円、うち仮受消費税及び地方消費税138万1,254円、第3項、特別利益はございません。

次に支出でございます。第1款、水道事業費用予算額3億409万3,000円、決算額2億7,406万1,460円、不用額3,003万1,540円、昨年度比15.7%の減、第1項、営業費用、決算額2億6,534万4,578円、うち仮払消費税及び地方消費税700万6,649円、第2項、営業外費用、決算額854万9,522円です。第3項、特別損失、決算額16万7,360円でございます。なお、決算額について、消費税納付金が含まれ、附則書類11ページ以降の税抜きの明細書とは合いません。

次に、3ページ、4ページをごらんください。資本的収入及び支出で、まず収入でございます。

第1款、資本的収入予算額合計2億2,915万6,000円、決算額1億3,971万5,089円、予算額に比べ決算額の増減8,944万911円の減、昨年度比58.1%の増、第1項、企業債決算額2,090万円、第2項、他会計出資金決算額2,530万円、第3項、補助金決算額3,936万1,380円、第4項、工事負担金決算額5,415万3,709円です。

次に支出であります。第1款、資本的支出予算額合計4億3,413万6,250円、決算額3億4,984万4,348円、翌年度繰越額、地方公営企業法第26条の規定による繰越額7,541万540円、不用額888万1,362円、第1項、建設改良費決算額3億3,683万4,072円、うち仮払消費税及び地方消費税1,708万7,765円、第2項、企業債償還金決算額1,301万276円、なお、資本的収入が資本的支出に不足する額2億1,012万9,259円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,142万9,905円と、過年度分損益勘定留保資金1億9,869万9,354円で補填いたしました。

次に、5ページをごらんください。水道事業損益計算書の説明をさせていただきます。

1、営業収益は、1の給水収益から、その他営業収益まで3項目合わせまして、2億9,591万1,634円です。

2、営業費用は、1、原水及び浄水費から、6、資産減耗費までの6項目合わせまして、2億5,833万7,929円です。したがって、営業利益は3,757万3,705円でございます。

3、営業外収益は、1、受取利息及び配当金から、3、雑収益までの3項目を合わせまして2,909万2,226円です。

4、営業外費用は、1、支払利息と2、雑支出を合わせまして、854万9,522円です。したがって、経常利益は5,811万6,409円になり、昨年度と比べ4,513万7,471円の増となりました。

5、特別利益はございません。

6、特別損失は16万7,360円です。したがって、当年度純利益は5,794万9,049円となり、前年度繰越利益剰余金1,019万4,131円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は6,814万3,180円となります。

次に、6ページをごらんください。水道事業剰余金計算書の資本剰余金について、ご説明いたします。

受贈財産評価額の当年度変動額はございませんので、当年度末の残高は6億1,198万3,671円です。工事負担金の当年度変動額は5,122万9,36

1円の増で、当年度末残高は27億7,874万9,607円になります。

寄付金の当年度変動額は32万800円の減で、当年度末残高は67万9,200円でございます。

その他、資本剰余金の当年度変動額は、3,625万7,845円の増で、当年度末の残高は9,898万2,015円でございます。

消火栓設置工事負担金の当年度変動額は34万5,600円の増で、当年度末残高は1億727万3,190円となり、資本剰余金合計の当年度末残高は35億9,766万7,683円になります。

続きまして、剰余金について、ご説明いたします。

減債積立金は前年度末残高の2,235万3,176円に前年度繰入額の200万円を合わせまして、当年度末残高は2,435万3,176円となります。

建設改良積立金は、前年度末残高の4億3,280万6,336円と、前年度繰入額の1,000万円を合わせまして、当年度の処分数はございませんので、当年度末残高は4億4,280万6,336円となります。

前年度の未処分利益剰余金2,219万4,131円から、減債積立金の200万円と、建設改良積立金の1,000万円を引き、繰越利益剰余金年度末残高は1,019万4,131円となり、当年度純利益の5,794万9,049円を加え、当年度の未処分利益剰余金は6,814万3,180円となり、利益剰余金合計の当年度末残高は5億3,530万2,692円となります。

次に、7ページをごらんください。剰余金処分計算書の案について、ご説明いたします。

当年度の未処分利益剰余金は6,814万3,180円で、利益剰余金処分数として減債積立金に1,000万円と、建設改良積立金に3,000万円を合わせて、4,000万円を処分し、積み立てたいと考えております。したがって、翌年度の繰越利益剰余金は2,814万3,180円となります。

次に、8ページ、9ページをごらんください。貸借対照表について、ご説明いたします。

資産の部の1、固定資産として、イ、土地から、ト、建設仮勘定まで合わせまして、固定資産合計は47億7,467万5,892円でございます。

2、流動資産は、現金預金と未収金と貯蔵品を合わせまして、流動資産合計は6億6,472万2,603円で、資産合計は54億3,939万8,495円となります。詳細につきましては、資料議案第54号の1ページと7ページをまた後ほどご参照ください。

次に、負債の部でございます。3、流動負債は未払金とその他流動負債を合わせまして、流動負債合計は494万2,961円で、負債合計の額となります。詳細につきましては、資料の1ページにつけております。

資本の部の資本金は、自己資本金と借入資本金で、イの企業債を合わせまして、資本金合計は13億148万5,159円となります。

5、剰余金の資本剰余金は、イ、受贈財産評価額から、ホ、消火栓設置工事負担金を合わせまして、資本剰余金合計は35億9,766万7,683円となります。

利益剰余金は、イ、減債積立金から、ハ、当年度未処分利益剰余金を合わせまして、利益剰余金合計は5億3,530万2,692円となり、剰余金合計は41億3,297万375円で、資本合計は54億3,445万5,534円となり、負債資本合計は54億3,939万8,495円となります。

資料の7ページから11ページをまたご参照ください。

次に、決算書の12ページをごらんください。議会の議決事項につきましては7件で、職員に関する事項は3件です。料金その他供給条件の設定変更につきましては2件でございます。

次に、13ページから16ページをごらんください。建設改良工事は下水道工事に伴う配水管移設工事と、単独の東大貫地区配水管新設工事や補助の福田水源地、山崎配水池等でございます。25年度の合計23件で、2億6,181万6,222円で、24年度からの繰越事業は3件で、25年度の執行分は6,212万5,250円と合わせまして、3億2,393万5,872円でございます。

次に、17ページをごらんください。送配水管入れかえの状況につきましては、下水道工事に伴う配水管の移設工事と消火栓2基を設置いたしました。

増加の小計欄合計が4,309メートル、減少の小計欄が2,089メートルで、差引合計2,220メートルが25年度で増加した延長でございます。

したがって、昨年度末の総延長18万6,640メートルに、本年度の増加分2,220メートルを加え、25年度末総延長は18万8,860メートルになります。

給水工事は108件の工事をいたしました。

18ページ、19ページの保全工事及び業務について説明をいたしております。

次に、26ページをごらんください。水道事業会計の収益費用の明細について、ご説明を申し上げます。

まず、収益であります。水道事業収益は3億2,500万3,860円で、営業収益は2億9,591万1,634円、内容といたしましては、水道料金から消火栓の使用料までで、その主なものは水道料金2億8,036万6,089円と、設計検査手数料の701万5,500円及び下水道の徴収手数料等の543万2,234円であります。

営業外収益は2,909万2,226円で、内容としましては預金利息から、その他雑収益までで、主なものは開発協力金が1,311万2,520円と、加入分担金が1,395万8,000円でございます。

次に、28ページをごらんください。費用であります。

水道事業費用は2億6,705万4,811円で、うち営業費用は2億5,833万7,929円で、原水及び浄水費は水源地に係る費用で、給料から雑費までで3,382万6,436円、主なものは人件費のほか動力費の1,664万3,153円です。

配水及び給水費は、配水池と給水配水管に係る費用で、給料から次のページの県水の受水費までで、1億2,076万9,335円で、主なものは人件費のほか、次のページの委託料3,723万3,709円、修繕費が1,224万7,822円、加圧ポンプ所の動力費が394万6,259円と、県水受水費の3,221万5,284円です。

総係費は、水道に係る通常の間接費で、給料から雑費までで3,815万1,262円でございます。

次に、特別損失は16万7,360円でございます。

それから、減価償却費が6,061万6,031円、資産減耗費が397万5,865円となっております。

営業外費用は支払利息の721万6,003円と、雑支出の133万3,519円です。

次に、31ページをごらんください。水道事業会計の資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入でございます。資本的収入は1億3,971万5,089円で、内訳は企業債2,090万円、他会計出資金2,530万円、国庫補助金3,858万5,000円、他会計の補助金が77万6,380円、工事負担金が5,415万3,709円です。

次に、32ページです。支出であります。資本的支出は3億3,275万6,583円で、建設改良費の3億746万2,307円と、給水工事費の1,228万4,000円、及び企業債償還金の1,301万276円です。

次に、33ページをごらんください。固定資産の明細でございます。

土地から建設仮勘定までの合計、昨年度末現在高は61億5,944万6,356円で、減価償却の当年度増加額は6,061万6,031円で、当年度減少額は2,827万3,126円、累計13億8,477万464円となり、差し引きしますと年度末の未済額は47億7,467万5,892円となります。

次に、34ページをごらんください。企業債の明細についてでございます。

企業債の明細は合計発生 of 福田水源地の2,090万円を含め、発行総額は3億2,130万円となり、当年度償還額は1,301万276円で、未償還残高は1億7,517万1,672円になり、償還利子は721万6,003円でございます。

以上で、議案第54号の説明を終わらせていただきます。

議長 議案説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開時刻を13時といたします。

◇

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第55号、平成25年度福崎町工業用水道事業会計歳入歳出決算認定について、説明をお願いいたします。

上下水道課長 午前中に引き続きまして、次は、議案第55号でございます。

平成25年度福崎町工業用水道事業決算書の11ページをごらんください。

福崎町工業用水道事業の事業概要で、本年度は契約水量の変更はございませんでした。昨年度に比べ給水量が12.1%、給水収益も6.2%の増となりました。また、経費の節減に努めた結果、大きな利益を得ることができました。

建設改良事業では、送・配水管の老朽管更新と耐震化を図るため、工業用水の強靱化事業の国庫補助を国の補正予算により前倒し採択として受けました。今後は26年度から予定されている工業団地の下水道工事に合わせて、送・配水管の入れかえ等を行っていきたいと思っております。

下の表では契約水量等の動きとして、年度別に参考となるものをお示しをしております。議案資料の第55号の2ページから4ページには料金、配水量の表を添付しておりますので、併せてごらんください。

それでは、恐れ入りますが、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

工業用水道事業決算報告書の収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

まず、収入であります。第1款、工業用水道事業収益、予算額合計2,776万7,000円、決算額2,633万7,045円、予算額に比べ決算額の増減、142万9,955円の減、昨年度比13.8%の増、第1項、営業収益決算額2,377万8,450円、うち仮受消費税及び地方消費税113万2,159

円、第2項、営業外収益、決算額255万8,595円でございます。

次に支出であります。第1款、工業用水道事業費用、予算額合計2,120万6,000円、決算額2,072万5,965円、不用額48万35円、昨年度比5.8%の減、第1項、営業費用、決算額1,993万3,871円、うち仮払消費税及び地方消費税43万115円、第2項、営業外費用、決算額79万2,094円でございます。

次に、3ページ、4ページをごらんください。資本的収入及び支出でございます。

資本的収入予算額合計9,658万1,000円、決算額58万605円、予算額に比べ、決算額の増減9,600万350円、第1項、企業債、第2項、補助金につきましては、未契約繰越となり、決算額はございません。第3項、工事負担金が58万650円となります。

支出では、第1項、建設改良費で同じく決算額58万650円、翌年度繰越額9,600万円です。

次に5ページをごらんください。工業用水道事業損益計算書について、説明いたします。

1、営業収益は給水収益と受託工事収益及びその他営業収益で2,264万6,291円、2、営業費用は送水及び配水費から、減価償却費の3項目を合わせまして1,950万3,756円です。したがって、営業利益は314万2,535円であります。3、営業外収益は、受取利息及び配当金と雑収益で合わせ、244万895円で、営業外費用はございません。したがって、経常利益は558万3,430円で、昨年度と比べ444万5,314円の増となり、前年度繰越利益剰余金の1,002万8,644円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は1,561万2,074円となります。

次に、6ページをごらんください。工業用水道事業の剰余金計算書の資本剰余金について、ご説明申し上げます。

当年度の資本剰余金のうち、工事負担金の当年度変動が55万3,000円の増であり、当年度末残高は8億2,474万912円であります。

利益剰余金についてご説明いたします。減債積立金は変動がございません。

建設改良積立金は、前年度繰入金が100万円であり、当年度末残高は2,209万7,186円となります。

未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金が1,002万8,644円で、当年度純利益の558万3,430円を加え、当年度末未処分利益剰余金は1,561万2,074円となり、利益剰余金当年度末残高は4,486万9,467円となります。

次に7ページをごらんください。工業用水道事業剰余金処分計算書(案)について、ご説明いたします。

当年度の未処分利益剰余金は1,561万2,074円で、建設改良積立金に200万円を処分したいと考えております。したがって、処分後の繰越利益剰余金は1,361万2,074円となります。

次、8ページ、9ページをごらんください。貸借対照表について、説明いたします。

資産の部、固定資産はイ、土地からホ、車両運搬具まで合わせまして、固定資産合計は8億6,156万6,234円です。詳細につきましては、資料の5ページから7ページにお示しをしております。

2、流動資産は現金預金と未収金を合わせまして、流動資産合計は5,947

万8,853円となり、資産合計は9億2,104万5,087円でございます。

負債の部、3、流動負債は、未払金が48万1,894円でございます。詳細につきましては、資料の1ページをご参照ください。

資本の部、4、資本金は自己資本金が5,095万2,814円でございます。

5、剰余金の資本剰余金は、イ、受贈財産評価額と、ロ、工事負担金を合わせまして、資本剰余金合計は8億2,474万912円でございます。

利益剰余金は、イ、利益積立金と、ロ、建設改良積立金及び、ハ、当年度未処分利益剰余金を合わせまして、利益剰余金合計は4,486万9,467円で、剰余金合計は8億6,961万379円となり、負債資本合計は9億2,104万5,087円となります。

次に、12ページをごらんください。議会の議決事項につきましては5件でございます。職員に関する事項は3件、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項は2件でございます。

次に、13ページをごらんください。保全工事等の内容について説明をしておりますので、お目通しをください。

次に、16ページをごらんください。福崎町工業用水道事業会計収益費用の明細書の収益について、ご説明を申し上げます。

工業用水道事業収益は2,508万7,186円で、営業収益の内容といたしましては、給水収益の水道料金が2,250万6,100円等でございます。

営業外収益の内容といたしましては、預金利息は5万7,507円と分担金が235万4,000円等でございます。

次に、17ページをごらんください。費用の説明をいたします。

工業用水道事業費用は1,950万3,756円で、営業費用は送水及び配水費で事業に係る専用経費で、給料から雑費まで1,798万3,154円でございます。その主なものは給料と動力費が734万8,649円でございます。受託工事費は1万4,000円で、減価償却は150万6,602円であります。

次に、19ページをごらんください。工業用水道事業会計資本的収入及び支出の明細について、ご説明をいたします。

まず収入であります。資本的収入は、工事負担金58万650円でございます。

次に、20ページでございます。支出です。

資本的支出は給水工事の工事費の55万3,000円でございます。

次に、21ページをごらんください。

固定資産明細書は、土地から車両運搬具まで合計で年度末現在高は8億8,400万9,063円で、減価償却の当年度増加額は150万6,602円で、当年度の減少はございませんので、累計2,244万2,829円になり、差し引きますと、年度末未済額は8億6,156万6,234円となります。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。両議案とも、よろしくご審議を賜り、認定をいただきますよう、お願いを申し上げます。

議 長 平成25年度の全会計の決算につきましては、先般、監査委員による決算審査が行われ、その意見書が提出されております。

決算審査意見書について監査委員に説明を求めます。

代表監査委員 それでは、決算審査意見書につきまして、説明申し上げます。

お手元の平成25年度福崎町決算審査意見書1ページをごらんください。

初めに、一般会計、特別会計決算及び基金運用状況審査意見ですが、審査の結果は、審査に付された各会計決算書等は計数は正確であると認められました。なお、事務処理はその一部については定期監査等で指摘しておりますが、おおむね

良好であると認めました。また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認められました。

次に意見ですが、14ページをごらんください。

1、町税では、町税収入は、町の歳入の根幹をなす重要な収入です。その賦課徴収に当たっては、誤りのない、課税客体の正確な把握及び効率的な徴収に一層努力されることを望みます。

2番、収入未済及び不納欠損では、本町では滞納解消を図るため、全庁的組織である滞納整理対策委員会の設置に加え、平成23年4月に債権管理条例が施行され、不納欠損処理を含めた滞納管理の適正化を図っており、その効果は25年度決算にもあらわれているものと評価します。なお、不納欠損処分は納税の公平性の観点からは慎重になされるべきものであり、町民に十分な説明ができるよう、取り扱われることを望みます。またあわせて、債権管理に従事する職員の資質向上、情報共有など、一層の体制の充実強化を求めます。

3番、繰出金では、繰出金の中には、法令等により一般会計による負担が定められているものがあります。特別会計は前記の経費を除く経費については、受益者の負担により賄われるのが原則です。したがって、任意に町の独自施策として繰り出す場合は、繰り出しの必要性について、町民の理解を得ることが肝要であると考えます。

4番、町債では、今後、福崎駅周辺整備事業など建設事業が予定されていますが、町債については発行額の適正化、あるいは償還額の基準財政需要額算入率の高いものを選択するなど、その償還が後年世代の過重な負担とならないよう、引き続き適正な残高管理を求めます。

5番、財務指標では、財務指標のうち一般財源に着目した指標である財政力指数は0.735、経常一般財源比率は89.7%といずれも前年度に比べほぼ同等で、経常収支比率は85.8%で前年度に比べ若干低下しています。これらの数値は、財政の硬直化が進みつつあるといえますが、その原因として補助金の一般財源化あるいは交付税の一部臨時財政対策債への振りかえ措置など、国の地方財政制度改正による影響も大きいと考えられます。

6番、特別会計では、特別会計のうち農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計は実質収支において歳入歳出同額決算となっています。また国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計は、実質収支において黒字決算となっています。これは歳入においては、適正な保険料・税率の算定及び徴収努力の結果による保険料・税収入確保によるものと考えます。また、歳出においては、国民健康保険事業特別会計では、保険給付費が減少しています。今後は引き続き適正な保険料・税率の算定及び徴収に努めるとともに、国民健康保険会計では、保健、介護、食育事業等、予防医療事業を進め、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計では、引き続き施設への接続戸数増加を図り、使用料確保に努力してください。

最後に、7番、財政運営では、本町においては「活力に満ち、調和のとれた住みよい豊かなまちづくり」を推進し、平成25年度においても具体的な施策展開が図られてきました。経済状況は緩やかな回復基調が続いているとされていますが、まだ地方にはその影響が及んでいないと言われており、本町においても引き続き厳しい財政運営が求められることと思います。特に人口構造の高齢化、少子化の進展により、社会保障費が増加する中において、福崎駅周辺整備事業など社会基盤整備事業を持続的に進めていくためには、強固な財政基盤を実現、維持することが本町の課題と思われれます。こうした現状を踏まえ、これまで以上に経済

性、効率性、効果性の視点を基本に、費用対効果や将来負担の視点を持った適正な財政運営を行い、限られた資源を効果的に事業配分し、質の高い行政サービスを町民に提供できるよう、その実現に全庁一丸となって取り組まれることを望みます。

次に、公営企業会計決算意見についてですが、17ページをお開きください。

初めに審査の結果ですが、審査に付された会計決算書等は、その計数は正確で、関係諸帳簿と合致していることを確認しました。

まとめとして、平成25年度決算において、当年度純利益は水道事業では5,794万9,049円、工業用水道事業では558万3,430円となっており、いずれも前年度より増加しています。水道事業の増額の主な理由は、資産減耗費が大きく減少したことにより、営業利益が増加したものであり、給水収益の増加によるものではありません。今後、配水池整備事業を初め、設備の老朽化対策事業、あるいは高度処理施設整備事業など、上水を安定的に供給するための整備事業に取り組まなければならない状況下にあっては、一概に経営状況は好転しているとは言えません。今後、節水機器の普及などで給水量が減少し、給水収益の大幅な増加が見込めない中においては、整備事業費を賄うため、整備手法、事業費の見直しなど、経費の削減に努力してください。

次に別冊子の平成25年度福崎町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書1ページをごらんください。ここでは、財政の健全化を示す比率について審査しています。

初めに健全化判断比率ですが、実質赤字比率は実質赤字が発生しなかったため、算出されませんでした。連結実質赤字比率は実質赤字、資金不足が発生しなかったため、算出されませんでした。実質公債費比率は11.7%で、早期健全化基準の25.0%、将来負担比率は121.5%で、早期健全化基準の350%をいずれも下回っています。なお、各比率の算式は2ページ以降をご参照ください。

次に、資金不足比率ですが、5ページをごらんください。水道事業会計、工業用水道事業会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業会計のいずれにおいても、資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。

以上で説明を終わります。

日程第17 議案第56号 平成25年度福崎町水道事業剰余金処分について

日程第18 議案第57号 平成25年度福崎町工業用水道事業剰余金処分について

議 長 日程第17、議案第56号、平成25年度福崎町水道事業剰余金処分について、及び日程第18、議案第57号、平成25年度福崎町工業用水道事業剰余金処分についてを一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第56号につきましては、議案第54号に関係いたしまして、水道事業会計の剰余金を減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に3,000万円を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

内容につきましては、水道事業会計の決算書の7ページに、剰余金処分計算書案ということでお示しをしております。4,000万円を処分する議案を上程しております。

続きまして、議案第57号について、説明をさせていただきます。

57号につきましては、議案第55号に関係いたしまして、工業用水道事業会計の剰余金を、建設改良積立金に200万円を処分したいので、規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、工業用水道会計の決算書の7ページに、剰余金処分計算書案をお示しをしております。

よろしくご審議を賜り、両議案ともご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

- 日程第19 議案第58号 福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第59号 福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第60号 福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第61号 福崎町保育の必要性の認定に関する条例の制定について

議 長 日程第19、議案第58号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第22、議案第61号、福崎町保育の必要性の認定に関する条例の制定についてまでの4議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第58号から議案第61号までの4議案について、説明申し上げます。

これらの議案は子ども・子育て支援新制度の施行に当たり、市町村が定めるべき基準を条例で定めるものです。

それでは、議案第58号、資料1ページをごらんください。

子ども・子育て支援新制度は、全ての子どもに良好な育成環境を保障し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、三つの目的を掲げています。

一つ目は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、二つ目は、保育の量的拡大と確保、教育・保育の質的改善、三つ目は、地域の子ども・子育て支援の充実です。

新制度の創設に関する子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備等に関する法律、児童福祉法の改正等になります。これらは、子ども・子育て関連3法と呼ばれ、平成24年8月に成立いたしました。

子ども・子育て支援新制度の主なポイントは、まず、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付、施設型給付と呼びます。及び、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育への給付、これらが地域型保育給付と呼ばれます。これらの創設です。このうち、地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応するというものです。

次に、認定こども園制度の改善です。新たな幼保連携型認定こども園については、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけるとともに、認定こども園の財政措置を施設型給付に一本化します。

もう1点は、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実です。利用者支援、子育て支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の充実を図るものです。これらは、教育保育施設を利用する子どもの家

庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、地域の実情に応じて実施していきます。

資料 2 ページをごらんください。

新しい制度で創設される施設型給付としては、認定こども園、幼稚園、保育所が対象となります。また、地域型保育給付としては、新たに市町村の認可事業となる小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の四つの事業が対象となります。

小規模保育事業は、保育者の居宅の施設において、ゼロ歳から 2 歳児を対象に、6 人から 19 人を保育する事業で、内容によって A 型、B 型、C 型の三つの類型に分かれています。

家庭的保育事業は、保育者の居宅や施設において、ゼロ歳から 2 歳児を対象に、1 人から 5 人を保育する事業です。

事業所内保育事業は、事業所の施設において、事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもを保育する事業です。

居宅訪問型保育事業は、保育を必要とする子どもの居宅で、保育士等が保育を行う事業です。

新制度において、施設型給付等を利用する子どもは、保育の必要性をもとに、1 号認定から 3 号認定までの認定を受けることとなります。1 号認定の子どもは、3 歳以上の主に施設等で保育を必要としない子どもで、幼稚園や認定こども園を利用できます。2 号認定の子どもは、3 歳以上の主に施設等での保育を必要とする子どもで、保育所や認定こども園を利用できます。3 号認定の子どもは、3 歳未満の主に施設等での保育を必要とする子どもで、保育所、認定こども園や小規模保育事業等を利用できます。

子ども・子育て支援新制度では、これらの施設や事業の設備及び運営の基準及び保育の必要性の認定の基準を市町村が定めることになったことから、それぞれの基準を条例で定めようとするもので、今回制定しようとする条例は、福崎町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、福崎町家庭的保育児童等設備及び運営に関する基準を定める条例、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、そして、福崎町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の 4 条例です。

資料の 3 ページをごらんください。

議案第 58 号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度では、市町村は施設型給付や地域型保育給付の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、申請に基づき給付の対象となることを確認し、給付費を払うこととなります。この確認の要件となる基準については、市町村が国が定める従うべき基準と参酌すべき基準の区分に従い、条例で定めることとされたことから、この条例を制定するものです。

基準制定に係る福崎町の考え方としては、本町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないことから、国の基準を福崎町の基準とするものとします。

資料 3 ページ右側以降には、条例に定める基準、従うべき基準か参酌すべき基準の別を記載しています。

条例の内容は、第 1 条から第 3 条が一般原則等を定めた総則、第 4 条から第 36 条までは特定教育・保育施設の運営に関する基準で、利用定員に関する基準や、内容及び手続の説明及び同意、正当な理由のない提供拒否の禁止などを規定して

おります。第35条、第36条は特別利用保育・教育の基準、第37条は特定地域型保育事業の利用定員、第38条から第50条は特定地域型保育事業の運営に関する基準で、内容及び手続の説明及び同意、正当な理由のない提供拒否の禁止などを規定しております。第51条、第52条は特別利用地域型保育等の給付に関する基準を規定しています。第53条は委任で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しています。

この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行をいたします。

次に、議案第59号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、説明申し上げます。

議案第59号資料1ページをごらんください。

子ども・子育て支援新制度において、家庭的保育事業等として、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育及び事業所内保育事業が定められており、児童福祉法に基づく市町村の認可事業と位置づけられます。これに伴い、市町村が、国が定める従うべき基準と参酌すべき基準の区分に従い、事業の設備及び運営に関する基準を定めることとされたことから、この条例を定めようとするものです。

基準制定に係る福崎町の考え方としては、本町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないことから、国の基準を福崎町の基準とするものとします。

資料1ページ右側以降には、条例に定める基準、従うべき基準か参酌すべき基準の別を記載しております。

条例の内容ですが、第1条は条例の趣旨、第2条から第21条までは家庭的保育事業等に関する一般原則等を定めた総則で、保育所等との連携、非常災害、職員の一般的要件等を規定しています。第22条から第26条は家庭的保育事業に係る設備の基準、職員、保育時間、保育の内容及び保護者との連携に関する規定です。第27条は小規模保育事業の区分を規定しています。第28条から30条までは小規模保育事業A型に関する設備の基準、職員及び準用について規定しています。第31条、第32条は小規模保育事業B型に関する職員及び準用について、第33条から第36条までは小規模保育事業C型に関する設備の基準、職員、利用定員及び準用について規定しています。第37条から41条までは居宅訪問型保育事業に関する規定、設備及び備品、職員、連携施設及び準用について、第42条から48条までは事業所内保育事業に関する利用定員の設定、設備の基準、職員、連携施設に関する特例及び準用について規定しています。第49条は委任で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しています。

なお、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行いたします。

次に、議案第60号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、説明申し上げます。

議案第60号資料1ページをごらんください。

子ども・子育て関連3法の児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、市町村が国が定める従うべき基準と参酌すべき基準の区分に従い、条例で定めることとされたことから、この条例を制定しようとするものです。

基準の制定に係る福崎町の考え方としては、本町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないことから、国の基準を福崎町の基準とするものと

ます。

資料1 ページ右側以降に、条例に定める基準、従うべき基準か参酌すべき基準の別を記載しております。

条例に内容については、第1条は条例の趣旨、第2条から第8条までは放課後児童健全育成事業に関する一般原則等を定めた総則で、非常災害対策、職員の一般的要件等を規定しています。第9条は設備の基準、第10条から第21条までは運営の基準で、職員、運営規定、開所時間及び日数等を規定しています。第22条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しています。

この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行いたします。

続きまして、議案第61号、福崎町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について、説明申し上げます。

議案第61号資料をごらんください。

子ども・子育て支援新制度において、認定こども園や保育所等の施設、また、家庭的保育事業等を就学前の子どもが利用する場合、その保護者は事前に認定の申請を行い、保育の必要性に関する認定を受けることとなります。

保育の必要性の認定に当たっては、市町村は国が定める従うべき基準と参酌すべき基準の区分に従い、認定基準を定めることとされたことから、この条例を制定しようとするものです。

子ども・子育て支援法施行規則に基づき、市町村で定める就労時間、就労の下限時間については、本町はこれまで特に下限を設けていませんでしたので、この条例制定に当たっては、最も制限の緩やかな48時間に設定したいと考えています。

それ以外の項目については、本町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないため、国の基準を福崎町の基準とするものとします。

資料右側に条例に定める基準、従うべき基準と参酌すべき基準の別を記載しております。

条例の内容は、第1条は条例の趣旨、第2条は用語の定義、第3条は保育の必要性の事由、第4条は保育必要量の認定、第5条は優先利用の事由、及び第6条は委任で、この条例に定めるもののほか、保育の必要性の認定に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しています。

この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行いたします。

なお、この条例の施行に合わせ、保育の実施基準等を定めた、福崎町保育の実施等に関する条例を廃止します。

以上で、議案第58号から議案第61号の説明を終わります。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

## 日程第23 議案第62号 平成26年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について

議 長 日程第23、議案第62号、平成26年度福崎町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第62号について、ご説明を申し上げます。

平成26年度一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に1

億9, 100万円を追加し、補正後の予算総額を86億2, 860万円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明をさせていただきますので、まず、歳出の15、16ページをお開きください。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上、議案第62号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 日程第24 議案第63号 損害賠償請求事件に係る和解について

議 長 日程第24、議案第63号、損害賠償請求事件に係る和解についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第63号について、ご説明申し上げます。

この議案は、平成25年3月議会の議案第36号、下水道マンホール調整コンクリート工等手直し工事に係る費用請求事件に関する訴えの提起について、及び、平成25年6月議会の議案第48号、訴えの提起の変更について、それぞれ議決をいただき、株式会社大勝、直接請負分627万1, 650円及び共同事業体JVの株式会社大勝、株式会社龍巳請負における会社構成比率の出資比率の株式会社大勝分40%の123万4, 800円、株式会社龍巳分60%の166万5, 300円、並びに弁護士費用相当分100万円の合計1, 017万1, 750円を請求する訴状を平成25年8月6日、神戸地方裁判所に提出し、10月4日に第1回弁論が始まり、平成26年3月13日、第5回弁論において、裁判所から双方に対し和解の打診があり、4月24日第6回弁論において、相手側から600万円の提示があり、裁判所から町に対しまして検討するよう指導を受け、和解交渉をする中、本年10月末に600万円、来年2月末に200万円の合計800万円で議会の議決をいただき、和解しようとするものであります。

資料議案第63号に経過報告をお示ししておりますので、後ほどごらんください。

議案第63号の説明を終わります。ご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

#### 日程第25 議案第64号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議 長 日程第25、議案第64号、福崎町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第64号、福崎町道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。

当議案は道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、福崎町道路線を別紙のとおり廃止及び認定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案の次のページ、別紙をごらんください。廃止する路線の種類及び路線名は3級447号線です。認定する路線の種類及び路線名は3級447号線及び2級2356号線の2路線です。詳細につきましては、資料に基づき説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、資料に誤りがございます。64号資料の1ページ、2ページをお願いします。

資料、図面の中で延長を表示しております。その少し右側に兵庫トヨタ、コメリと店舗の表示をしておりますが、兵庫トヨタ、コメリにつきましては、もう1本東の中道線沿いにありまして、ここにはないということでもありますので、削除をお願いします。また、修正資料につきましては、後日差しかえをさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、詳細説明をさせていただきます。

廃止する路線につきましては、議案第64号資料1ページをごらんください。廃止する路線、町道447号線につきましては、中島地内の中島井ノ口線と中島八反田線を結ぶ路線でございます。起点は中島井ノ口線側、南田原字岸ノ上2254番6地先から、終点は中島八反田線側、中島字岸ノ上2254番3地先まで、延長は50.5メートル、幅員は2.9メートルから4.9メートルです。

次に、認定する路線でございます。認定する路線の1点目は、資料2ページをごらんください。町道447号線でございます。起点は中島井ノ口線側、南田原字岸ノ上2254番6地先から、終点は南田原字中嶋763番3地先まで、延長は21.5メートル、幅員は3.6メートルから4.9メートルでございます。

資料3ページをごらんください。コスモス薬品株式会社の開発に伴い、中島八反田線の延長15メートルの区間を幅員6メートルに、開発業者により拡幅をします。図中の斜線部分でございます。また、計画平面図の破線で囲み、塗りつぶしをしております部分につきましては、町道447号線の一部を廃止し、払い下げを行うものでございます。拡幅に係る面積43.48平米と、廃止に係る面積69.49平米は、金額により清算し、払い下げをする予定でございます。

認定する路線の2点目は、資料4ページをごらんください。認定する道路の種類及び路線名は、2級2356号線でございます。起点は南田原字大野2054番10地先から、終点は南田原字大野2053番4地先まで、延長は113.76メートルです。幅員は6メートルから14.1メートルでございます。

当道路は、都市計画法第29条に基づく開発行為により設置された公共施設のうち、開発者オーエイハウジング有限会社より帰属を受けた道路でございます。福崎町道路の管理に関する条例第4条の2第4号、都市計画道路法第29条に基づく開発許可を受けた住宅地で10区画以上の区画内の道路の規定によりまして、2級町道とするものでございます。

以上、議案第64号、福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますよう、お願いいたします。

## 日程第26 議案第65号 工事請負契約について（川端雨水幹線工事（第2工区））

議 長 日程第26、議案第65号、工事請負契約（川端雨水幹線工事（第2工区））についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第65号について、ご説明申し上げます。

この工事は平成26年8月21日に一般競争入札に付したもので、契約を締結するため、規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第65号資料に、川端雨水幹線工事（第2工区）の資料をお示ししておりますので、ごらんください。

資料1ページ右側に入札の結果をお示ししております。工事名は川端雨水幹線工事（第2工区）、落札金額は7,884万円で、落札業者は藤澤工業株式会社

です。工期は平成27年3月31日までとしております。

資料2ページには、工事の位置図をお示ししております。工事区域は千束水路の分岐点から大塚古墳東の第1工区までの範囲であります。

資料3ページには、工事概要をお示ししております。水路工348.2メートルと、起伏ゲート工2基、スライドゲート工1基となっております。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

## 日程第27 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

議長 日程第27、請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を紹介議員に求めます。

高井國年議員 本会議初日で長い説明で皆さん方お疲れだと思いますけれども、最後の締めくくりということで、大変恐縮ではございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出についての説明を、紹介議員の私から説明をさせていただきます。

請願者は、神戸市中央区相生町2-2-8、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会、理事長、本郷善通さんです。

請願の趣旨から申し上げます。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした手話言語法を制定することを求めるための請願でございます。

理由としては、手話とは日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であります。手話を使う聾啞者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として、大切に守られてきました。

しかしながら、聾学校では手話を禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。2006年（平成18年）12月に採択されました国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されています。国は2011年（平成23年）8月に改正障害者基本法、2012年（平成24年）に障害者虐待防止法、2013年（平成25年）に障害者差別解消法などの法律を整備し、2014年（平成26年）に障害者権利条約が批准されました。改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り、言語、手話を含みますけれども、その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されると定められています。

また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけられており、手話は音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することができる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えられています。以上が請願の趣旨及び理由でございます。

自分も福祉の仕事をしていただきまして、30年前までは、トゥューという手を差し伸べる福祉精神でございました。それが20年ほど前には、ウィズユーという、ともに生きる喜びを知るという福祉の精神でございました。それから1

0年ほど前には、ノーマライゼーションの構築という言葉が出てきまして、やはり、健常者がおいでになられ、身体、それから精神、また生活環境の不全な方も、それぞれが立場を置いておられるけれども、それぞれがおいでになられて社会を構築している。いわば、1人はみんなのために、みんなは1人のために、安全・安心な地域づくりを目指していく施策でございますけれども、そういうふうな考え方のもとに、何とぞ各議員さん方におかれまして、慎重審議賜りまして、ぜひこの趣旨に賛同し、採択していただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、本定例会の1日目の日程は終わりました。

9月8日月曜日は議案調査のため休会といたします。

次の定例会2日目は9月9日火曜日、午前9時30分から再開いたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時07分

議 長 なお、14時20分から全員協議会を開催しますので、議員の皆様は第1委員会室にご参集をお願いいたします。